豊田市一般廃棄物処理基本計画

平成３０年３月

令和４年３月改定

豊田市

目次

第１章　計画策定の基本的事項 1
１．１　背景と目的 1
１．２　計画の位置付け 1
１．３　計画期間 3
１．４　対象区域 3

第２章　地域の概要 4
２．１　自然環境 4
２．１－１　位置、地形 4
２．１－２　気象 5
２．２　社会環境（人口、事業所数等） 6
２．２－１　人口の動態・分布 6
２．２－２　産業特性 9
２．２－３　土地利用 12
２．２－４　財政 14

第３章　ごみ処理基本計画 15
３．１　現在のごみ処理体制 15
３．１－１　ごみの分別区分と収集体制 15
３．１－２　ごみ処理施設等の概要 17
３．１－３　ごみ処理体制 19
３．１－４　ごみ処理フロー 22
３．２　ごみ排出・処理等の状況 23
３．２－１　ごみ排出・処理実績 23
３．２－２　ごみの組成 29
３．２－３　一般廃棄物処理経費 32
３．２－４　一般廃棄物処理に関わる温室効果ガスの排出量 34
３．２－５　これまでの成果（前回計画の実績と評価の概要） 35
３．２－６　施策の取組状況 38
３．２－７　他の自治体、県の計画との比較評価 40
３．２－８　ごみ処理の課題 42
３．３　一般廃棄物の将来予測 44
３．３－１　ごみ量予測 44
３．４　計画の基本フレーム 45

３．４－１　基本理念 45
３．４－２　基本方針 46
３．４－３　市民・事業者・行政の役割 49
３．５　計画目標 51
３．５－１　目標値の設定 51
３．５－２　指標設定の考え方 52
３．５－３　減量目標によるごみ排出量等の見通し 54
３．６　計画の実現に向けた施策 56
３．６－１　廃棄物の発生抑制の促進 56
３．６－２　廃棄物の再使用・再生利用の促進 60
３．６－３　廃棄物エネルギーの活用 62
３．６－４　廃棄物の適正処理の推進 62
３．６－５　安心できるごみ処理体制の確保 66
３．７　計画の推進体制と進行管理 68
３．７－１　計画の推進体制 68
３．７－２　計画の進行管理 69

第４章　ごみ処理施設の整備に関する事項 70
４．１　清掃施設管理計画の概要 70
４．１－１　計画策定の目的 70
４．１－２　計画の概要 71

第５章　生活排水処理基本計画 73
５．１　生活排水処理の現状と課題 73
５．１－１　生活排水処理の現状 73
５．１－２　生活排水処理の課題 78
５．２　基本方針・目標値の設定 79
５．２－１　基本方針 79
５．２－２　目標値の設定 79
５．３　し尿・浄化槽汚泥処理計画 80
５．３－１　し尿・浄化槽汚泥量の推計 80
５．３－２　工程別の計画 81
５．４　目標達成及び生活環境対策に向けて 82

第１章　計画策定の基本的事項

１．１　背景と目的

現在の豊田市一般廃棄物処理基本計画の計画期間が平成 29（2017）年度に終了することに伴い、次期「豊田市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

豊田市は、平成 17（2005）年の市町村合併後、都市部と農村部など様々な地域特性を併せ持つ愛知県内最大面積の自治体となっている。

安定的なごみ処理に加え、収集面積の増加、施設の更新に伴う配置など、将来における効率的なごみ処理行政についても、考慮した計画とする必要がある。

また、国における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく基本方針の変更（平成 28 年 1 月 21 日環境省告示第７号）や地球温暖化対策の推進の必要性、人口減少、超高齢化など社会的な状況も変化している中で、今回新たに策定する本計画では、近年のごみ処理状況や社会経済情勢の変化を把握し、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けたごみの減量・資源化施策等を設け、適切に一般廃棄物処理を推進する。

こうした背景と目的のもと、本市では、平成 30（2018）年３月に「豊田市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、循環利用（リユース・リサイクル）、適正処理を進めてきた。

また、本市は、計画策定後の平成 30（2018）年度に、「ＳＤＧｓ未来都市」に選定され、令和元（2019）年度には「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、ＳＤＧｓの目標達成に向けての取組や脱炭素社会の実現に向けて取組を強化している。

令和元（2019）年度の「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行を受けた市民や事業者との共働による様々な事業の展開や、令和 3（2021）年度に施行された「プラスチック資源循環促進法」等、資源循環における本市を取り巻く状況の変化を踏まえて、今回、本計画の改定を行った。

１．２　計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第６条第１項の規定に基づき策定する法定計画である。

本計画は、国の法律・計画や愛知県廃棄物処理計画、本市の「第８次豊田市総合計画」や「豊田市環境基本計画」等といった上位計画で定めている一般廃棄物に関する事項を具体化させるための施策等を示すものであり、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となる。

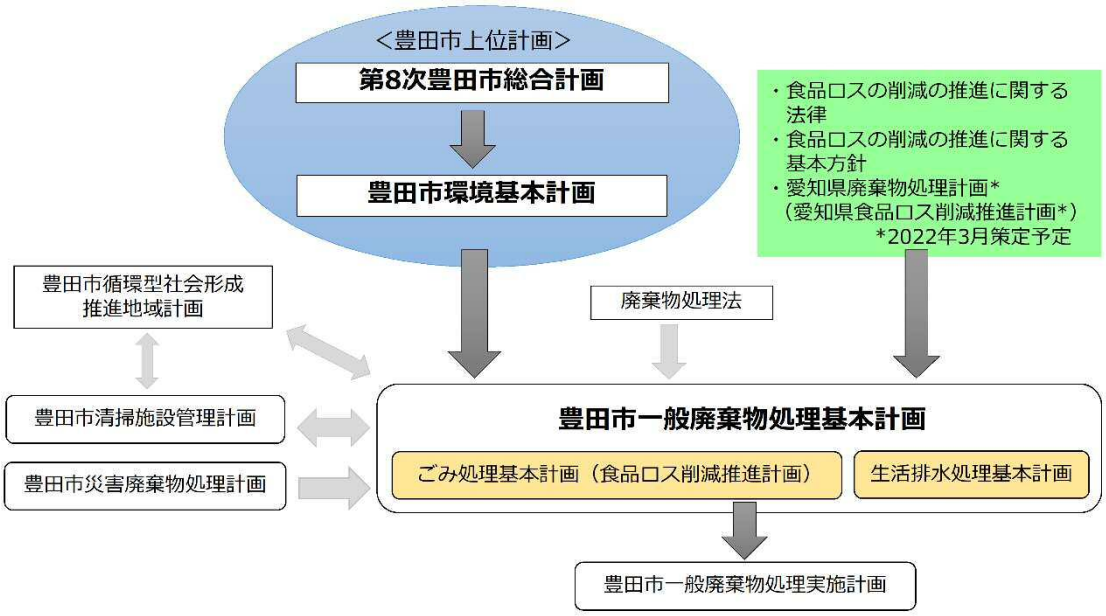

図 1.2-1　計画の位置付け

（１）第８次豊田市総合計画

豊田市が目指すまちづくりの方向性を明らかにし、その実現を市民と共働で進めるための最も基本となる計画（計画期間は、平成 29（2017）年度から８年間）

（２）豊田市環境基本計画

第８次豊田市総合計画における環境部門の総合計画として位置付けられ、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となる計画

（３）豊田市一般廃棄物処理実施計画

長期的視点に立った「一般廃棄物処理基本計画」の確実な推進を図るため、各年度の事業について定める実施計画

（４）豊田市循環型社会形成推進地域計画

ごみ処理施設等の整備における循環型社会形成推進交付金申請に関する計画

（５）豊田市清掃施設管理計画

公共施設等総合管理計画の個別計画として位置付けられ、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するための計画

（６）豊田市災害廃棄物処理計画

大規模災害に備えるため、災害予測と対策について自助・共助・公助の連携による災害廃棄物処理の円滑かつ適正な処理を推進するための計画

１．３　計画期間

上位計画である豊田市環境基本計画に合わせて、本計画の計画期間を 2018 年度から 2025 年度までの８年間とする。

この計画期間を前期と後期に分け、2021 年度を中間目標年度とし、2025 年度を最終目標年度とする。中間目標年度においては、前期計画期間の状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

１．４　対象区域

本計画は、豊田市の市行政区域全体を対象区域とする。

第２章　地域の概要

２．１　自然環境

２．１－１　位置、地形

本市は、県の中央部、名古屋市の東方約 30km に位置し、1938 年にトヨタ自動車工業の工場を誘致以降、自動車産業を核とした内陸工業都市として発展したまちである。

また、平成 17（2005）年４月１日に周辺６町村（旭町、足助町、稲武町、小原村、下山村、藤岡町）と合併し、その面積は 918.32km^2 で、県内第１位の面積を占めている。本市の中央部を北から南に矢作川が縦断しており、東・北部の三河高原を形成する山間部と西・南部の西三河平野につながる丘陵部・平野部で構成され、変化に富んだ地形となっている。

図 2.1-1　豊田市の位置図

２．１－２　気象

気温・月間降雨量の状況を表 2.1-1 及び図 2.1-2 に示す。

表 2.1-1　気温・降雨量の状況（観測所：豊田）

年次	気温（℃）			降雨量
	平　均	最高気温	最低気温	（mm）
平成 24 年	14.9	37.5	-8.2	1,378.5
平成 25 年	15.6	38.7	-5.9	1,304.0
平成 26 年	15.3	38.6	-5.3	1,408.0
平成 27 年	15.9	38.6	-4.4	1,589.5
平成 28 年	16.1	38.7	-5.5	1,423.0

出典：気象庁ホームページ

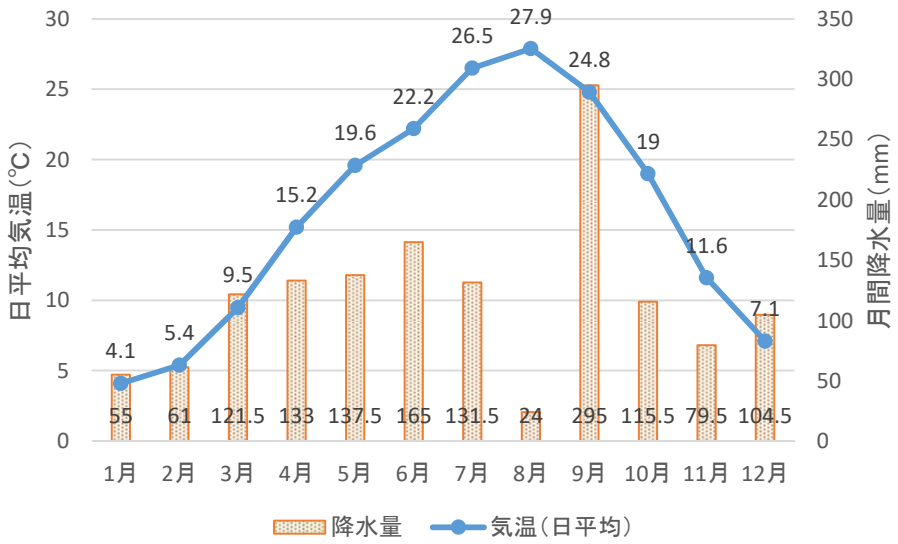

図 2.1-2　月別気温・降雨量の状況（平成 28 年）

２．２　社会環境（人口、事業所数等）

２．２－１　人口の動態・分布

（１）人口及び世帯数

行政区域内の人口及びの世帯数の推移を表 2.2-1 及び図 2.2-1 に示す。

人口の増加率は低下しつつも、平成 22 年度までは人口は増加していたが、平成 23 年度には初めて減少に転じ、その後は増減を繰り返しながら 42 万人台で推移している。この間、１世帯当たり人員は減少傾向である。

表 2.2-1　人口及び世帯数の推移

年度	人口（人）			世帯数（世帯）	１世帯当たり人員（人／世帯）
	総数	対前年度増減数	対前年度増減率	総数	
平成 19 年度	419,055	4,216	1.02	159,920	2.62
平成 20 年度	423,200	4,145	0.99	164,140	2.58
平成 21 年度	423,677	477	0.11	165,098	2.57
平成 22 年度	423,822	145	0.03	165,855	2.56
平成 23 年度	423,183	▲639	▲0.15	166,457	2.54
平成 24 年度	423,744	561	0.13	168,212	2.52
平成 25 年度	422,679	▲1,065	▲0.25	168,964	2.50
平成 26 年度	422,181	▲498	▲0.12	170,117	2.48
平成 27 年度	422,521	340	0.08	172,149	2.45
平成 28 年度	424,716	2,195	0.52	175,807	2.42

（注）人口及び世帯数は、10 月 1 日現在の値
出典：Web 統計とよた

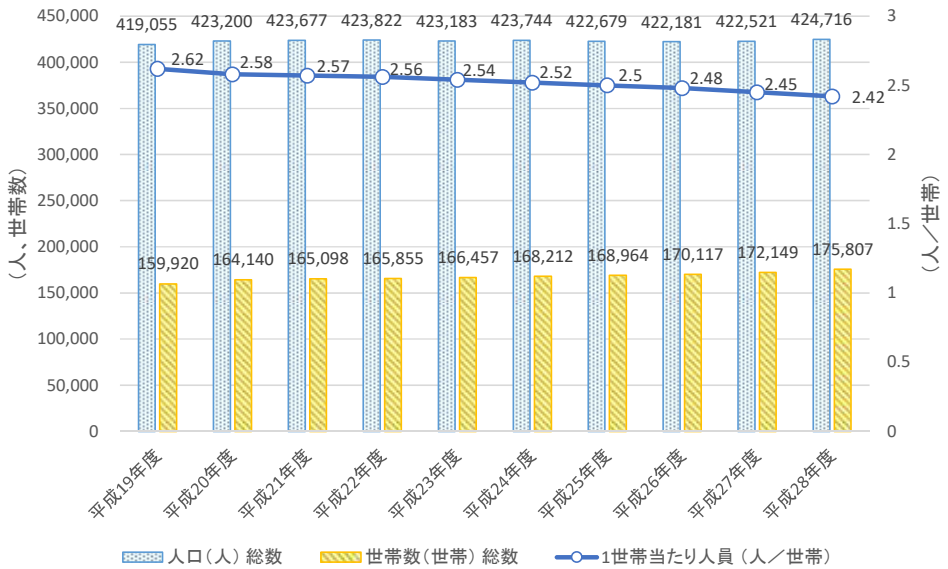

図 2.2-1　人口及び世帯数の推移

（２）人口構造

年齢別人口の状況を表 2.2-2 及び図 2.2-2 に示す。

人口構造は、年少人口と生産年齢人口の構成比が平成 17 年度から平成 27 年度まで経年的に減少しているのに対し、老年人口の構成比が増加しており、高齢化が進行している。

表 2.2-2　年齢別人口

区分		平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
		人口（人）	構成比	人口（人）	構成比	人口（人）	構成比
年少人口	0～14 歳	64,797	15.9%	63,028	15.0%	60,357	14.3%
生産年齢人口	15～64 歳	289,438	71.0%	281,625	66.8%	272,081	64.4%
老年人口	65 歳以上	53,447	13.1%	76,875	18.2%	90,104	21.3%
計		407,682	100.0%	421,528	100.0%	422,542	100.0%

出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）
（注）老年人口には年齢不詳者も含む。

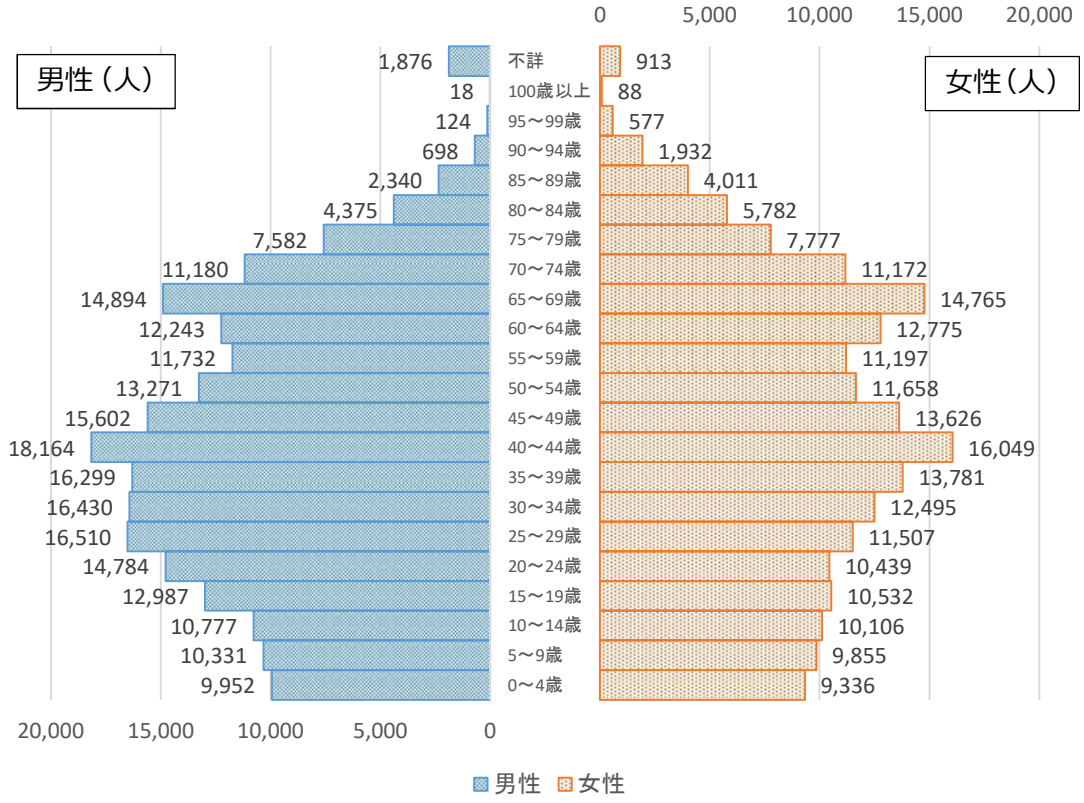

図 2.2-2　年齢別人口（平成 27 年４月１日現在）

（３）流動人口

表 2.2-3 に流動人口の状況を示す。

本市においては、自動車産業が集積していることもあり、流出人口に比べ流入人口が上回っている。

表 2.2-3　流動人口の状況

年	夜間人口（人）	流動人口（人）			昼間人口（人）	昼間人口比率 %
		流入人口	流出人口	流入超過数		
平成 12 年	394,967	78,463	58,903	19,560	414,572	105.0
平成 17 年	408,700	83,007	46,455	36,552	445,252	108.9
平成 22 年	421,487	83,873	50,285	33,588	458,833	108.9
平成 27 年	422,542	92,770	48,476	44,294	466,836	110.5

出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（注）昼間人口指数＝昼間人口／常駐人口×100

（４）地区別人口

表 2.2-4 に地区別人口推移を示す。

表 2.2-4　地区別人口推移（各年 10 月 1 日現在）s　（人）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
市全体	423,822	423,183	423,744	422,679	422,181	422,521	424,716
挙母地区	130,191	129,967	129,861	130,289	130,514	131,047	132,802
高橋地区	55,708	55,579	55,660	55,456	55,334	55,025	54,992
上郷地区	34,375	34,054	33,934	33,920	33,936	34,000	34,136
高岡地区	79,704	79,473	79,654	79,037	78,682	78,774	79,052
猿投地区	68,958	69,606	70,574	70,459	70,901	71,486	72,192
松平地区	10,539	10,569	10,497	10,369	10,290	10,197	10,099
藤岡地区	19,911	19,901	19,915	19,895	19,734	19,670	19,591
小原地区	4,217	4,154	4,076	4,000	3,949	3,851	3,804
足助地区	8,966	8,842	8,713	8,626	8,478	8,282	8,089
下山地区	5,282	5,180	5,127	5,030	4,897	4,803	4,738
旭 地 区	3,212	3,146	3,067	2,998	2,909	2,869	2,810
稲武地区	2,759	2,712	2,666	2,600	2,557	2,517	2,411

出典：Web 統計とよた

２．２－２　産業特性

（１）事業所数及び従業者数

表 2.2-5 及び表 2.2-6 に事業所数及び従業者数の推移と内訳を示す。

平成 24 年度に減少していた事業所数と従業者数が、平成 26 年度には共に増加している。

平成 26 年度の内訳を産業別にみると、事業所数で最も多いのは「卸売業、小売業」で全体の 22.2%、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の 14.9%、「製造業」の 11.2%となっている。一方、従業者数で最も多いのは、「製造業」で 43.9%となっている。

表 2.2-5　事業所数及び従業者数の推移

区分	平成 21 年（7 月 1 日現在）	平成 24 年（2 月 1 日現在）	平成 26 年（4 月 1 日現在）
事業所数	14,753	13,786	13,981
従業者数（人）	253,944	237,125	253,165

表 2.2-6　産業別事業所数及び従業者数（平成 26 年）

区分	事業所数		従業者数	
	（事業所数）	構成比	（人）	構成比
農業、林業	70	0.5%	986	0.4%
漁業	2	0.0%	21	0.0%
鉱業、採石業，砂利採取業	12	0.1%	75	0.0%
建設業	1,434	10.3%	12,107	4.8%
製造業	1,563	11.2%	111,055	43.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	13	0.1%	435	0.2%
情報通信業	101	0.7%	2,453	1.0%
運輸業、郵便業	326	2.3%	10,683	4.2%
卸売業、小売業	3,108	22.2%	30,019	11.8%
金融業、保険業	166	1.2%	2,667	1.0%
不動産業、物品賃貸業	823	5.9%	2,969	1.2%
学術研究、専門・技術サービス業	510	3.6%	9,852	3.9%
宿泊業、飲食サービス業	2,081	14.9%	18,763	7.4%
生活関連サービス業、娯楽業	1,280	9.2%	7,861	3.1%
教育、学習支援業	540	3.9%	5,789	2.3%
医療、福祉	853	6.1%	17,705	7.0%
複合サービス事業	90	0.6%	2,202	0.9%
サービス業(他に分類されないもの)	1,009	7.2%	17,523	6.9%
計	13,981	100.0%	253,165	100.0%

出典：経済センサス

（２）農業

表 2.2-7 に農家数及び経営耕地種別面積の推移を示す。

農家数は減少しており、それに伴い、経営耕地面積も減少している。

表 2.2-7　農家数及び経営耕地種別面積

区分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
農家数（戸）	総農家数	8,660	7,812	7,192	6,322
	販売農家数	5,210	3,909	3,308	2,581
	自給的農家数	3,450	3,903	3,884	3,741
経営耕地面積（ha）	総数	4,809	4,060	3,968	3,381
	田	3,697	3,254	3,062	2,686
	畑	766	488	597	446
	樹園地	346	318	309	249

出典：農林業センサス

（３）工業

表 2.2-8 に工場数・従業者数・製造品出荷額等（従業者４人以上）の推移を示す。工場数は減少傾向にあるものの、従業者数は増加傾向にあり、製造品出荷額等も同様に増加傾向にある。

なお、本市においては、自動車産業が集積していることから、従業者数、製造品出荷額等の多くが自動車関連の製造業によるものと推定される。

表 2.2-8　工場数・従業者数・製造品出荷額等（従業者４人以上）の推移

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
工場数	933	990	885	859	860
従業者数（人）	101,302	84,635	102,427	104,219	105,996
製造品出荷額等（百万円）	10,627,276	9,690,684	12,088,858	12,706,766	13,084,732

出典：工業統計調査

（４）商業

表 2.2-9 に商店数・従業者数・商品販売額の推移を示す。

平成 19 年までは従業者数はおおむね変化がなかったが、平成 26 年には減少している。一方で、商品販売額は増加している。

表 2.2-9　商店数・従業者数・商品販売額の推移

区分	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
商店数	3,221	3,098	2,873	2,297
従業者数（人）	27,467	26,343	26,725	21,758
商品販売額（百万円）	1,521,311	1,575,317	1,645,209	1,672,868

出典：商業統計調査

２．２－３　土地利用

（１）都市計画

都市計画用途地域別面積の状況を、表 2.2-10、図 2.2-3 及び図 2.2-4 に示す。

本市の土地利用は、広域的観点から都市計画を進めるために、みよし市と合わせて豊田都市計画区域に定められている。市街化区域の中で最も多く面積を占めているのは、第１種低層住居専用地域及び第１種住居地域で、それに次いで、第１種中高層住居専用地域となっている。

また、工業専用地域の面積が多いことも本市の特徴となっている。

図 2.2-3　豊田市域都市計画区域

表 2.2-10　都市計画用途地域別面積（豊田市域）

区分		総面積	市街化区域														市街化調整区域
			計	住居専用地域				住居地域		準住居地域	商業地域		準工業地域	工業地域			
				第1種低層	第2種低層	第1種中高層	第2種中高層	第1種	第2種		近隣商業	商業		工業	工業専用		
豊田都市計画区域	面積（ha）	35,569	5,215	1,143	32	945	85	1,156	101	45	145	108	370	191	894	30,354	
	構成比（%）	100	14.7	3.2	0.1	2.7	0.2	3.3	0.3	0.1	0.4	0.3	1.0	0.5	2.5	85.3	
	市街化区域内	-	100	21.9	0.6	18.1	1.6	22.2	1.9	0.9	2.8	2.1	7.1	3.7	17.1	-	

出典：とよた都市計画ＤＡＴＡＢＯＯＫ2016
※１　市街化区域・市街化調整区域区分：平成 26 年３月 25 日決定
※２　都市計画用途地域別面積：平成 28 年１月 15 日現在

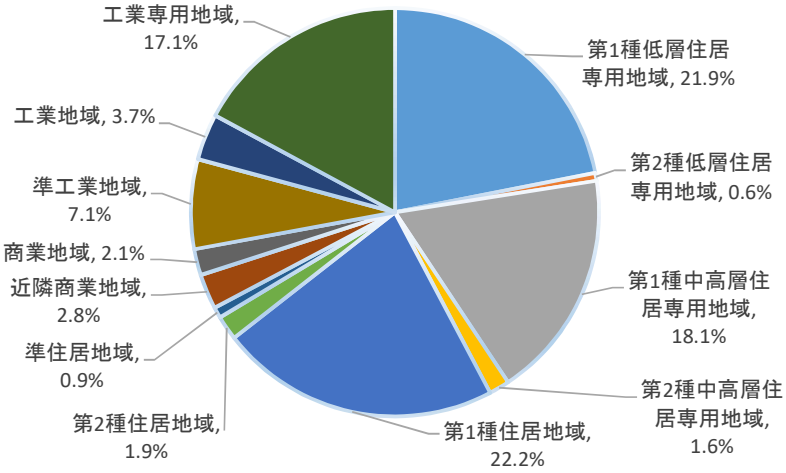

図 2.2-４　都市計画用途地域別面積（平成 28 年１月 15 日現在　豊田市域）

（２）地目別土地面積

地目別面積の状況を表 2.2-11 及び図 2.2-5 に示す。

本市の宅地は 7.2%であるのに対し、市域の約７割が森林である。

表 2.2-11　地目別土地面積（平成 26 年）

区分	行政面積	宅地		農耕地		森林	道路	水面・河川・水路	その他※2
		住宅地	その他※1	田	畑				
面積（ha）	91,832	3,911	2,691	5,170	1,570	62,615	3,618	2,829	9,428
割合（%）	100.0	4.3	2.9	5.6	1.7	68.2	3.9	3.1	10.3

出典：土地に関する統計年報

※１　「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

※２　行政面積から「宅地」、「農用地」、「森林」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

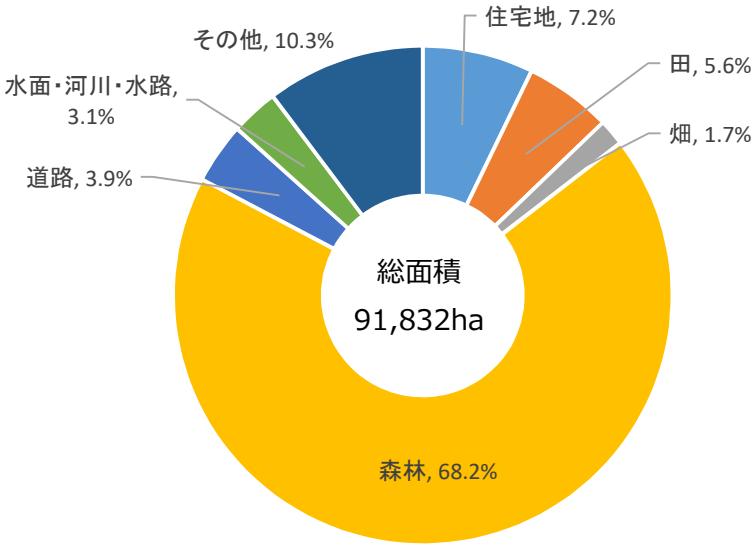

図 2.2-5　地目別土地面積（平成 26 年）

２．２－４　財政

平成 22 年度から平成 26 年度までの財政力指数（過去 3 か年平均）の推移を、図 2.2-6 に示す。

財政力指数の 3 か年平均では類似団体平均を大きく上回るものの、平成 22 年度から平成 26 年度までに 0.54 ポイント低下した。

また、平成 33 年度には、地方交付税の合併特例措置が終了することや国の税制改正に伴う法人市民税の一部国税化等の影響を受け、大幅な減収も見込まれている。こうした状況に対応するため、更に計画的かつ効率的に一般廃棄物処理を推進していく必要がある。

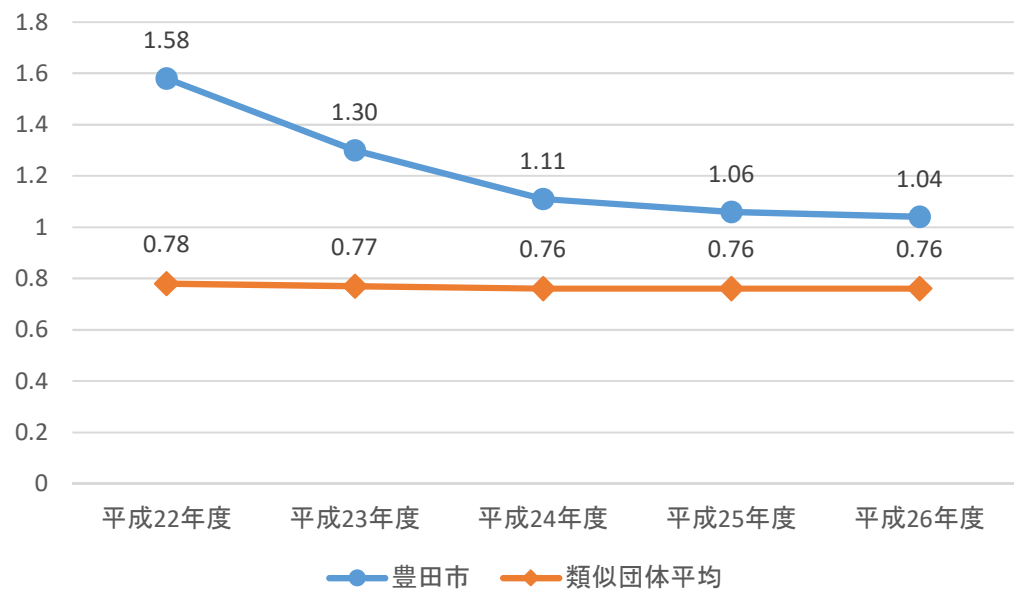

類似団体※1 内順位	1 ／43
全国平均	0.49
愛知県平均	0.91

※1　市町村類型において「中核市」に分類される団体

図 2.2-6　財政力指数（過去 3 か年平均）

出典：愛知県内市町村の財政状況資料集（平成 26 年度財政状況資料：愛知県）

第３章　ごみ処理基本計画

３．１　現在のごみ処理体制

３．１－１　ごみの分別区分と収集体制

家庭系ごみの分別区分と収集体制を表 3.1-1 に示す。家庭系ごみは、直営又は委託によるステーション収集又は自己搬入を基本としている。

また、家庭から排出されるごみや資源を所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な原則一人暮らしの高齢者や障がい者に対して、ごみの収集を支援する「ふれあい収集」（戸別収集）を実施している。

事業系ごみは、燃やすごみ、埋めるごみ、資源、食品残さ及び木くずで、許可業者による収集又は自己搬入としている。

このほかに拠点回収施設のリサイクルステーションで、古紙類、古布類、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん、プラスチック製容器包装、有害ごみ、危険ごみ及び廃食用油を随時受け入れている。

表 3.1-1　家庭系ごみの分別区分と収集体制

分別区分	内容		ステーション収集	拠点回収	戸別回収
燃やすごみ	生ごみ、紙おむつ、紙くず、木くず、焼却灰、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品等		○	―	※1
埋めるごみ	ガラス類、割れた飲食用びん、陶器、陶磁器類、ブロック・レンガ、その他の不燃ごみ等		○	―	※1
金属ごみ	金属製品、飲料缶以外の缶、家電製品、金属とプラスチックとの複合製品		○	―	※1
資源	飲料缶	飲料用のアルミ缶、飲料用のスチール缶	○	○	※1
	ガラスびん	飲食用のびん、化粧品のびん	○	○	※1
	ペットボトル	PET マークのついた飲料用、酒類用、しょう油用のもの等	○	○	※1
	プラスチック製容器包装	プラマークのついたラップ類、トレイ・パック類等	○	○	※1
有害ごみ	蛍光管、乾電池、体温計、（アスベスト製品※2）等		○	○	※1
危険ごみ	ライター、スプレー缶、カセットボンベ		○	○	※1
古紙	新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック		―	○	―
古布	古着、タオル、毛布等		―	○	―
廃食用油	廃食用油		―	○	―
木くず※2	刈草、せん定枝		―	―	―
粗大ごみ	大型の家電製品、自転車、ミシン、ベッド、ふとん、タンス、ソファー、スキー板等（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機を除く。）		―	―	○

※1　ふれあい収集の対象物
※2　施設への自己搬入のみ

３．１－２　ごみ処理施設等の概要

本市の中間処理施設、最終処分場の位置及び概要を、図 3.1-1 及び表 3.1-2 に示す。

本市では、ごみ焼却施設として平成 19（2007）年４月から運転を開始している渡刈クリーンセンター及び平成６（1994）年 11 月から運転を開始している藤岡プラントの２施設で焼却処理をしている。

資源化施設としては、プラスチック製容器包装資源化施設が平成 19（2007）年４月から供用を開始し、平成 22（2010）年７月から緑のリサイクルセンターが供用を開始している。

最終処分として、グリーン・クリーンふじの丘で埋立処分している。

図 3.1-1　清掃施設位置図

表 3.1-2　施設の概要

施設名称	渡刈クリーンセンター	藤岡プラント
竣工	平成 19（2007）年 3 月 30 日	平成 6（1994）年 10 月 31 日
処理方式	全連続燃焼方式 （流動床式熱分解ガス化溶融方式）	全連続燃焼方式 （ストーカ方式）
処理能力	405 t ／日（135 t ／24h× 3 炉）	90 t ／日（90 t ／24h× 1 炉）

施設名称	緑のリサイクルセンター	プラスチック製容器包装資源化施設
竣工	平成 22（2010）年 6 月 30 日	平成 19（2007）年 3 月 25 日
処理方式	破砕＋発酵＋（堆肥）袋詰	破袋＋手選別＋圧縮減容梱包
処理能力	26 t ／日	10 t ／5 h

施設名称	グリーン・クリーンふじの丘
埋立期間	平成 18（2006）年 4 月 1 日～
埋立工法	サンドイッチ方式
埋立対象	埋めるごみ、焼却残さ
埋立容量	148,000 ㎥
しゃ水工	有り（漏水検知有り）
浸出水処理	処理能力：90 ㎥/日（1 期分） 処理方式：カルシウム除去＋生物処理＋凝集膜ろ過＋ダイオキシン分解＋活性炭吸着＋キレート吸着＋消毒

３．１－３　ごみ処理体制

（１）燃やすごみ及び可燃性粗大ごみ

家庭から排出されるものは市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収し、事業所から排出されるものは許可業者による収集又は自己搬入により回収している。

渡刈クリーンセンター又は藤岡プラントで焼却処分し、焼却残さ（不適物、焼却灰）は、グリーン・クリーンふじの丘、（公財）豊田加茂環境整備公社及び（公財）愛知臨海環境整備センター（ASEC）（以下「公社等の最終処分場」という。）で埋立処分している。

また、渡刈クリーンセンターでは、ガス化溶融方式を採用しており、発生する溶融スラグを資源化している。なお、藤岡プラントの焼却残さ（焼却灰）の一部を投入し、資源化している。そのほかにも、不燃物からメタルを回収している。

（２）資源

①ガラスびん

市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収している。

民間事業者によって選別された後、民間事業者に引き渡し、資源化されている。

②飲料缶

市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収している。回収後民間事業者に引き渡し、資源化されている。

③ペットボトル

市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収している。

民間事業者で選別・圧縮された後、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて、資源化されている。なお、選別残さは渡刈クリーンセンターで焼却処分している。

④プラスチック製容器包装

市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収している。

プラスチック製容器包装資源化施設で選別・圧縮等をされた後、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて、資源化されている。なお、選別残さは渡刈クリーンセンターで焼却処分している。

（３）古紙、古布

リサイクルステーション又は集団回収で回収し、直接民間事業者へ引き渡し、資源化されている。

（４）木くず、食品残さ

許可業者による収集又は排出事業者の自己搬入により回収している。

緑のリサイクルセンターで堆肥化し、その堆肥は地域で循環利用されている。なお、処理残さは渡刈クリーンセンターで焼却処分している。

（５）金属ごみ及び金属粗大ごみ、危険ごみ

市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収しており、民間事業者へ処分を委託している。処理方法としては、小型家電を選別回収し、それ以外を破砕し、金属を回収している。選別された小型家電については、民間事業者で資源化されている。なお、破砕残さは渡刈クリーンセンターで焼却処分している。

（６）埋めるごみ、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ

市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収している。

これらは、グリーン・クリーンふじの丘へ搬入され、埋立処分している。

（７）有害ごみ

市（委託を含む。）による収集により回収した後、民間事業者への委託により選別又は破砕処理され民間事業者で適正処理されている。

（８）危険ごみ

市（委託を含む。）による収集により回収した後、民間事業者への委託により破砕処理された後、金属として回収されている。

（９）廃食用油

リサイクルステーションで回収し、民間事業者へ引き渡し、資源化されている。

（１０）市外からの搬入廃棄物

市外廃棄物の受入については、市内廃棄物の処理に支障が出ないような量とする。

（１１）適正処理困難物

市で適正処理が困難なものについては、表 3.1-3 に示すとおり民間事業所等に誘導する。

表 3.1-3　適正処理困難物一覧

適正処理困難物	排出者への対応方法
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル法にのっとった処理ルートへ誘導
タイヤ（ただし、20cm 程度に切断してあるものを除く。）	販売店等による下取り又は引取りの誘導
バッテリー	販売店等による下取り又は引取りの誘導
ＬＰガスボンベ	販売店等による下取り又は引取りの誘導
爆発引火等の危険があるもの	販売店等による下取り又は引取りの誘導
液状のもの	自ら使い切ることの指導又は販売店等による引取りの誘導
廃油(廃食油以外)、塗料又は毒性のある薬品	自ら使い切ることの指導又は販売店等による引取りの誘導
ピアノ	販売店等による下取り又は引取りの誘導
消火器	（株）消火器リサイクル推進センターが運用する消火器リサイクルシステムへ処理を誘導
ＦＲＰ船	ＦＲＰ船リサイクルセンターが運用するＦＲＰ船リサイクルシステムへ処理を誘導
オートバイ	（公財）自動車リサイクル促進センターが運用する二輪車リサイクルシステムへ処理を誘導
パソコン	製造メーカー等による引取りの誘導
自動車	販売店等による下取り又は引取りの誘導
農業用機械	販売店等による下取り又は引取りの誘導
農薬・薬品	販売店等による下取り又は引取りの誘導

家庭から排出され針刺のおそれのある注射針の在宅医療廃棄物は、医療機関を通じて回収、処理を行うが、針を取り外した後の注射器は市で回収する。

また、人口肛門等の適正な排出方法について、周知徹底を図る。

３．１－４　ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3.1-2 に示す。

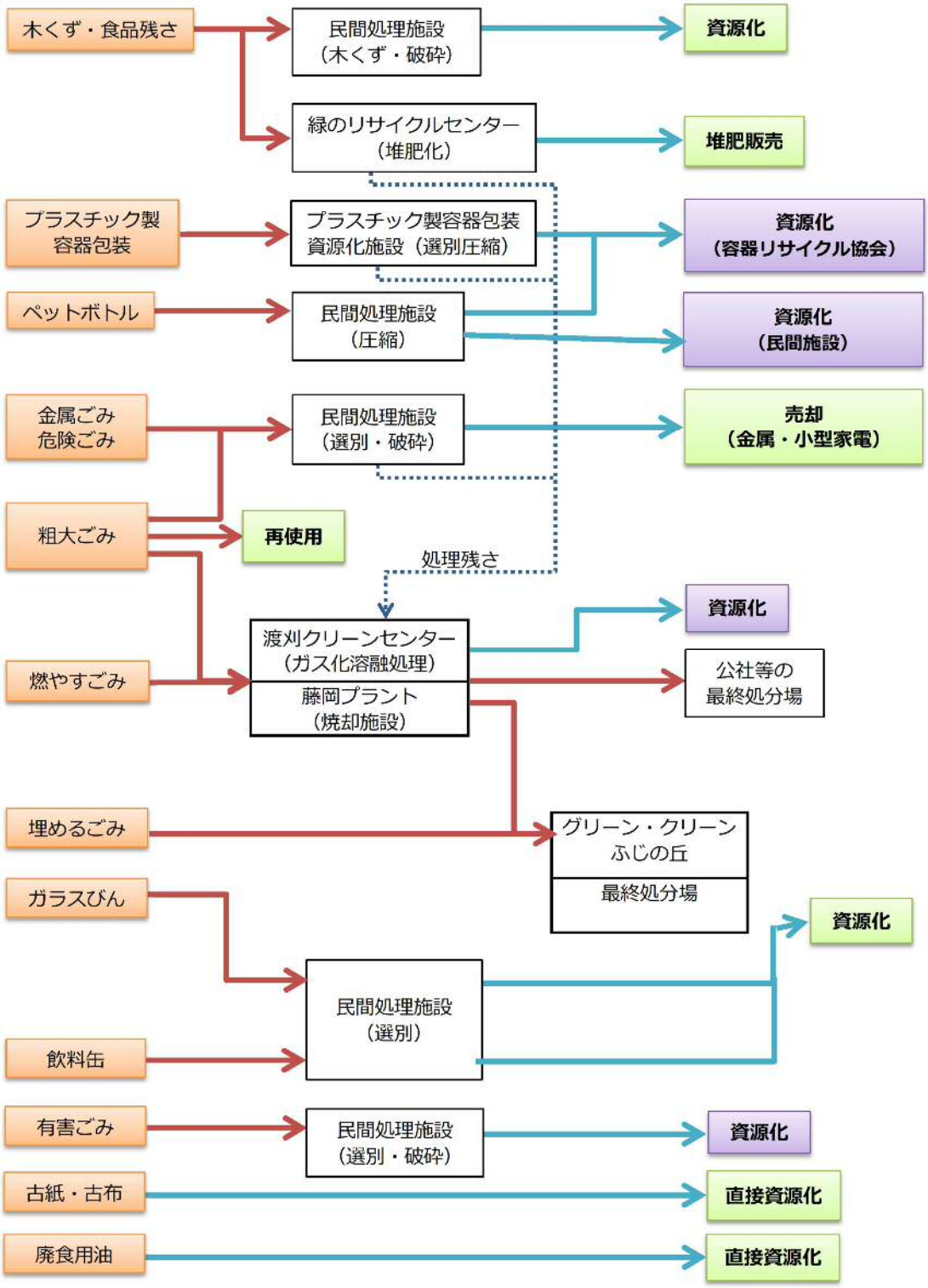

図 3.1-2　ごみ処理フロー

３．２　ごみ排出・処理等の状況

３．２－１　ごみ排出・処理実績

本市のごみ排出実績と処理実績を表 3.2-1 及び表 3.2-2 に示す。

また、民間事業者（一般廃棄物処分業許可業者及び一般廃棄物処理許可施設設置事業者）による処理実績を表 3.2-3 に示す。あわせて、民間事業者と市の処理施設の処理量の推移を図 3.2-1 に示す。市の委託に関係なく民間事業者により処分されているもののうち、木くずについては市の処理施設の処理量に影響している。

表３．２-１　ごみ排出実績（単位：ｔ/年）

区分＼年度				2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
				平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年
人口(人)※10月1日現在				423,183	423,744	422,679	422,181	422,521	424,716	425,718	425,828	426,142	423,084
家庭系ごみ	可燃ごみ			72,861	74,176	74,317	73,622	74,771	73,713	73,017	73,212	74,683	75,134
家庭系ごみ	不燃ごみ(埋めるごみ)			1,187	1,404	1,153	1,083	1,085	1,015	1,057	1,092	1,029	1,202
家庭系ごみ	不燃ごみ(埋めるごみ)		(内、直接埋立)	1,517	1,908	1,781	1,550	1,574	1,424	1,454	1,557	1,474	1,757
家庭系ごみ	資源	びん類	収集	1,508	1,333	1,243	1,117	1,027	840	1,011	949	949	1,021
家庭系ごみ	資源	びん類	リサイクルステーション	1,239	1,330	1,387	1,468	1,578	1,529	1,453	1,478	1,371	1,325
家庭系ごみ	資源	びん類	計	2,747	2,663	2,630	2,585	2,605	2,369	2,464	2,427	2,320	2,346
家庭系ごみ	資源	飲料缶	収集	207	193	171	164	152	172	154	159	147	163
家庭系ごみ	資源	飲料缶	リサイクルステーション	319	339	347	324	341	325	316	318	359	357
家庭系ごみ	資源	飲料缶	計	526	532	518	488	493	497	470	477	506	520
家庭系ごみ	資源	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	収集	392	319	308	298	286	296	297	292	272	304
家庭系ごみ	資源	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	リサイクルステーション	477	597	632	609	644	647	602	649	693	663
家庭系ごみ	資源	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	計	869	916	940	907	930	943	899	941	965	967
家庭系ごみ	資源	プラ容器	収集	1,910	1,857	1,852	1,664	1,611	1,556	1,485	1,463	1,455	1,555
家庭系ごみ	資源	プラ容器	リサイクルステーション	231	268	289	294	338	358	391	398	415	385
家庭系ごみ	資源	プラ容器	計	2,141	2,125	2,141	1,958	1,949	1,914	1,876	1,861	1,870	1,940
家庭系ごみ	資源	廃食用油	リサイクルステーション	9		9	12	13	14	16	18	21	22
家庭系ごみ	資源	古紙類	集団回収	6,642	6,481	6,136	5,729	5,325	5,005	4,664	4,339	3,875	2,814
家庭系ごみ	資源	古紙類	リサイクルステーション	8,401	8,435	8,279	7,974	7,834	7,498	7,154	6,894	6,554	6,075
家庭系ごみ	資源	古紙類	計	15,043	14,916	14,415	13,703	13,159	12,503	11,818	11,233	10,429	8,889
家庭系ごみ	資源	古布類	集団回収	177	161	151	130	123	105	102	99	96	80
家庭系ごみ	資源	古布類	リサイクルステーション	558	527	504	464	485	435	430	445	484	473
家庭系ごみ	資源	古布類	計	735	688	655	594	608	540	532	544	580	553
家庭系ごみ	資源	資源	収集	4,017	3,702	3,574	3,243	3,076	2,864	2,947	2,863	2,823	3,043
家庭系ごみ	資源	資源	リサイクルステーション	11,234	11,496	11,447	11,145	11,233	10,806	10,362	10,200	9,897	9,300
家庭系ごみ	資源	資源	集団回収	6,819	6,642	6,287	5,859	5,448	5,110	4,766	4,438	3,971	2,894
家庭系ごみ	資源	資源	小計	22,070	21,840	21,308	20,247	19,757	18,780	18,075	17,501	16,691	15,237
家庭系ごみ	粗大ごみ			891	954	1,006	868	843	759	781	845	857	952
家庭系ごみ	金属ごみ			2,345	2,332	2,300	2,286	2,520	2,436	2,583	2,843	3,052	3,625
家庭系ごみ	有害ごみ			157	156	152	155	146	142	141	143	143	151
家庭系ごみ	危険ごみ			65	63	77	82	85	81	97	90	129	149
家庭系ごみ	木くず		刈草(自己搬入)	19	17	21	24	23	25	19	20	23	30
家庭系ごみ	木くず		せん定枝(自己搬入)	204	218	221	235	268	251	243	268	263	363
家庭系ごみ	木くず		計	223	235	242	259	291	276	262	288	286	393
家庭系ごみ	計			103,136	104,108	104,140	103,017	103,926	101,395	100,331	101,630	101,879	103,171
家庭系ごみ	家庭系(可燃)ごみ排出量			75,296	76,579	77,148	76,642	78,163	77,094	76,631	77,478	79,077	80,586
家庭系ごみ	1人1日当たり排出量(g/人・日)			486.1	495.1	500.1	497.4	505.4	497.3	493.2	498.5	507.0	521.8
家庭系ごみ	家庭系ごみ排出量(資源を除く)			81,066	82,268	82,832	82,770	84,169	82,615	82,256	84,129	85,188	87,934
家庭系ごみ	1人1日当たり排出量(g/人・日)			523.4	531.9	536.9	537.1	544.3	532.9	529.4	541.3	546.2	569.4
家庭系ごみ	家庭系ごみ総排出量			103,136	104,108	104,140	103,017	103,926	101,395	100,331	101,630	101,879	103,171
家庭系ごみ	1人1日当たり排出量(g/人・日)			665.9	673.1	675.0	668.5	672.0	654.1	645.7	653.9	653.2	668.1
事業系ごみ	可燃ごみ			31,746	32,216	33,033	34,537	35,723	36,867	38,283	39,364	41,451	38,511
事業系ごみ	不燃ごみ(金属ごみ・埋めるごみ)			579	245	375	281	321	267	247	226	203	222
事業系ごみ	資源			291	280	327	324	318	307	216	203	53	50
事業系ごみ	木くず		刈草(許可収集)	68	44	58	55	38	132	24	22	14	17
事業系ごみ	木くず		刈草(自己搬入)	2,119	1,228	1,462	1,853	1,692	1,479	788	833	754	517
事業系ごみ	木くず		刈草(小計)	2,187	1,272	1,520	1,908	1,730	1,611	812	855	768	534
事業系ごみ	木くず		せん定枝(許可収集)	32	25	26	30	27	39	24	16	7	6
事業系ごみ	木くず		せん定枝(自己搬入)	1,361	1,291	1,316	1,479	1,487	1,255	1,130	1,070	861	833
事業系ごみ	木くず		計	3,580	2,588	2,862	3,417	3,244	2,905	1,966	1,941	1,636	1,373
事業系ごみ	食品残さ			744	1,007	1,022	1,114	1,060	1,055	1,076	1,090	1,056	989
事業系ごみ	小計		許可収集	30,638	31,312	31,601	30,883	30,315	30,994	31,369	31,745	32,111	28,665
事業系ごみ	小計		自己搬入	6,302	5,024	6,018	8,790	10,351	10,407	10,419	11,079	12,288	12,480
事業系ごみ	小計		計	36,940	36,336	37,619	39,673	40,666	41,401	41,788	42,824	44,399	41,145
排出量合計			可燃ごみ	107,042	108,795	110,181	111,179	113,886	113,961	114,914	116,842	120,528	119,097
排出量合計			不燃ごみ	5,013	4,526	4,582	5,045	4,962	4,530	4,591	5,511	4,899	5,925
排出量合計			資源ごみ	22,361	22,120	21,635	20,571	20,075	19,087	18,291	17,704	16,744	15,287
排出量合計			粗大ごみ	891	954	1,006	868	843	759	781	845	857	952
排出量合計			有害ごみ	157	156	152	155	146	142	141	143	143	151
排出量合計			危険ごみ	65	63	77	82	85	81	97	90	129	149
排出量合計			木くず・食品残さ	4,547	3,830	4,126	4,790	4,595	4,236	3,304	3,319	2,978	2,755
排出量合計			計	140,076	140,444	141,759	142,690	144,592	142,796	142,119	144,454	146,278	144,316
排出量合計			(g/人・日)	904.4	908.0	918.9	926.0	935.0	921.1	914.6	929.4	937.9	934.5

表 3.2-2　ごみ処理実績（単位： t /年）

施設				2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
渡刈クリーンセンター			受入量	96,249	96,050	93,152	100,938	99,756	103,882	105,304	102,357
藤岡プラント			受入量	19,437	22,036	19,526	19,829	18,639	20,982	21,506	22,256
			計	115,686	118,086	112,678	120,767	118,395	124,864	126,810	124,613
緑のリサイクルセンター			受入量	4,158	4,790	4,595	4,236	3,304	3,320	3,008	2,900
			生産量	1,027	1,052	994	1,017	897	976	950	997
			残さ	1,551	2,317	2,154	1,887	1,025	987	860	687
プラ製容器包装資源化施設			受入量	2,141	1,958	1,949	1,914	1,876	1,861	1,870	1,940
			処理量	2,013	1,936	1,926	1,817	1,868	1,853	1,857	1,931
清掃事業所選別圧縮施設			搬出量	413	394	402	415	400	380	-	-
グリーン・クリーンふじの丘	廃棄物再生利用施設	缶	受入量	83	65	91	82	74	97	-	-
			搬出量	72	66	88	77	72	92	-	-
		びん	受入量	603	594	589	568	472	456	-	-
			搬出量	623	572	580	550	453	442	-	-
	最終処分場		直接埋立処理量	2,243	2,758	2,442	2,093	2,009	2,668	1,847	2,298
			焼却灰埋立処理量	2,436	2,083	1,865	3,369	1,557	1,172	1,512	1,972
			計	4,679	4,841	4,307	5,462	3,566	3,840	3,359	4,270
公社等の最終処分場			焼却灰埋立処理量	5,216	5,722	5,655	3,940	5,327	6,600	6,375	6,069
市全体の最終処分量			合計	9,895	10,563	9,962	9,402	8,893	10,440	9,734	10,339

表 3.2-3　民間事業者による処理実績（単位： t /年）

民間事業者	ごみ種		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
処分業者 許可施設設置事業者	木くず（刈草・せん定枝）	処理量	6,438	4,879	4,488	4,381	3,922	4,846	8,887	8,998
		資源化量	6,438	4,879	4,488	4,381	3,922	4,846	8,887	8,998
許可施設設置事業者	一般廃棄物	処理量	1,108	1,014	911	1,104	_	_	_	_
		資源化量	220	192	60	172	_	_	_	_

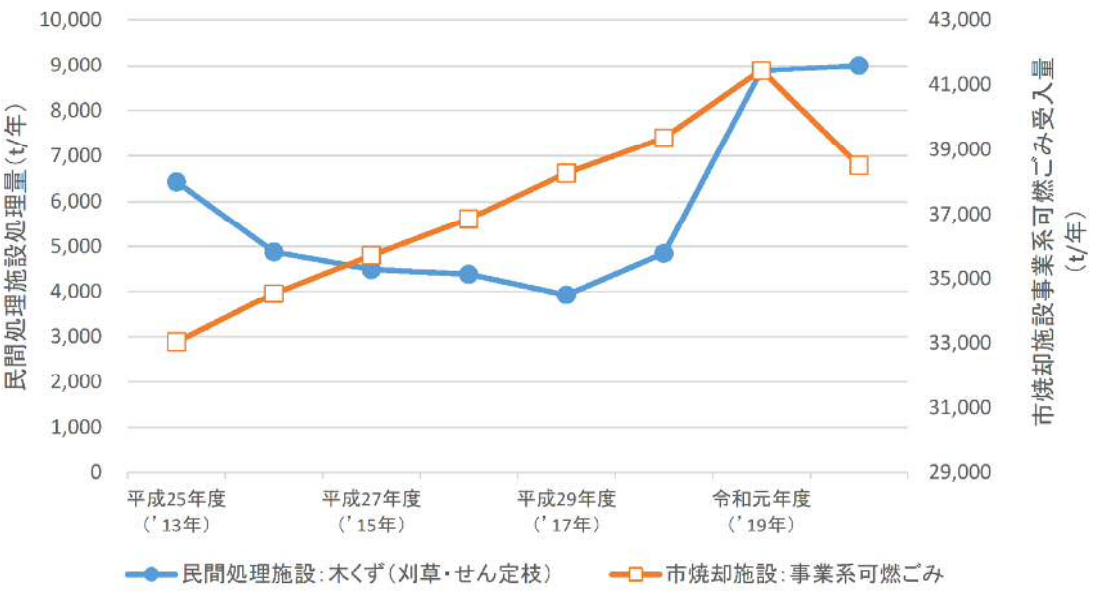

図 3.2-1　民間事業者処理量と市焼却施設の事業系可燃ごみ受入量の推移

次に、本市の人口とごみ総排出量及び１人１日当たりのごみ排出量（排出原単位）の推移を図 3.2-2 に、市で収集を行っている資源（ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の排出場所別の排出割合の推移を図 3.2-3 示す。

ごみの総排出量は横ばい傾向にあるが、家庭系ごみの１人１日あたりのごみ排出量は増加傾向にある。

令和２（2020）年度の家庭系ごみの排出量は本市のごみ総排出量のうち、約 71%を占め、事業系ごみは約 29%となっている。家庭系ごみのうち約 15%が資源となっている。

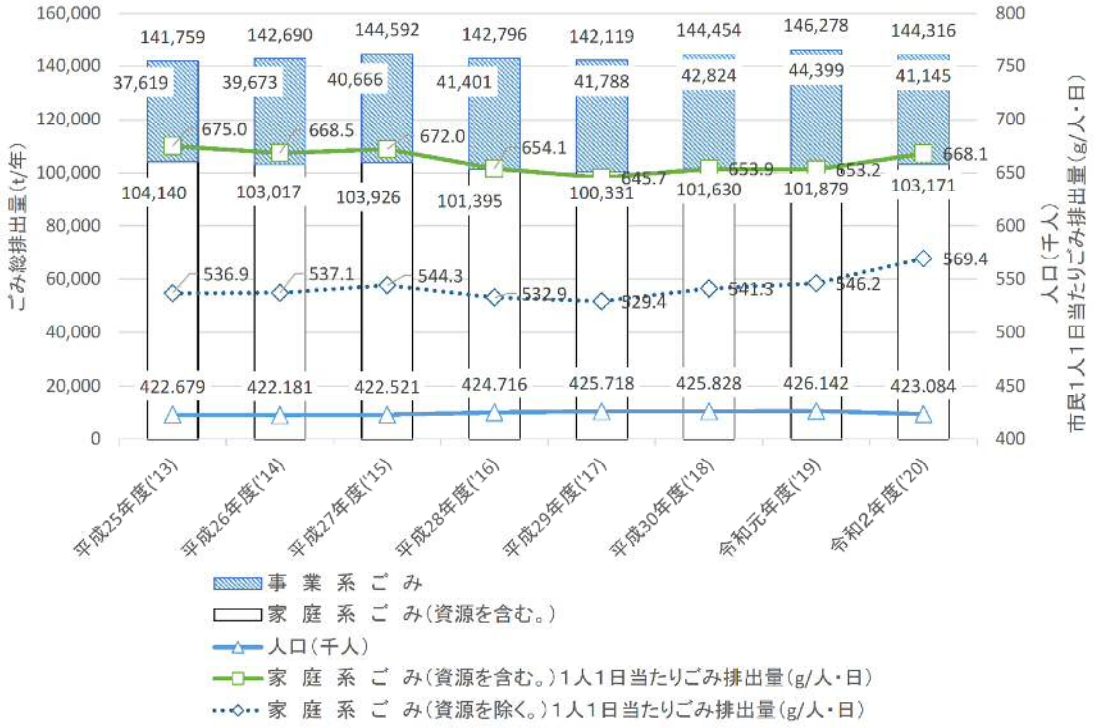

図 3.2-2　ごみ排出実績

（１）家庭系ごみ

家庭系の燃やすごみは令和２（2020）年度では、総排出量の約 56%を占めており、１人１日当たりのごみ排出量では、平成 25（2013）年度以降令和２（2020）年度まで増加傾向にあったことから、家庭における燃やすごみの排出量増加が、ごみの総排出量増加の要因の一つと考えられる。

家庭系ごみ（総排出量）１人１日当たりのごみ排出量は、近年は 650ｇ/人・日程度であったが、令和２年度は 668ｇ/人・日になっている（図 3.2-2）。

（２）資源（家庭系）

回収量は、年々その量が減少している（表 3.2-1）。ペットボトルや廃食用油等は増加しているものの、資源回収量の大半を占める古紙が減少している。新聞販売店による自主回収などにより、回収量が減少している。

また、市で収集を行っている資源（ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装）について、リサイクルステーションへの排出が増加傾向にある（図 3.2-3）。

（３）事業系ごみ

排出量は、令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり減少したが、近年は増加傾向にある。

木くずは、許可業者での処理量が減少した分を市で処理していることにより、事業系ごみ量の増加の一因となっていると考えられる（表 3.2-3、図 3.2-1）。

なお、許可業者での処理量については、ごみ排出実績（表 3.2-1）に含まれていない。

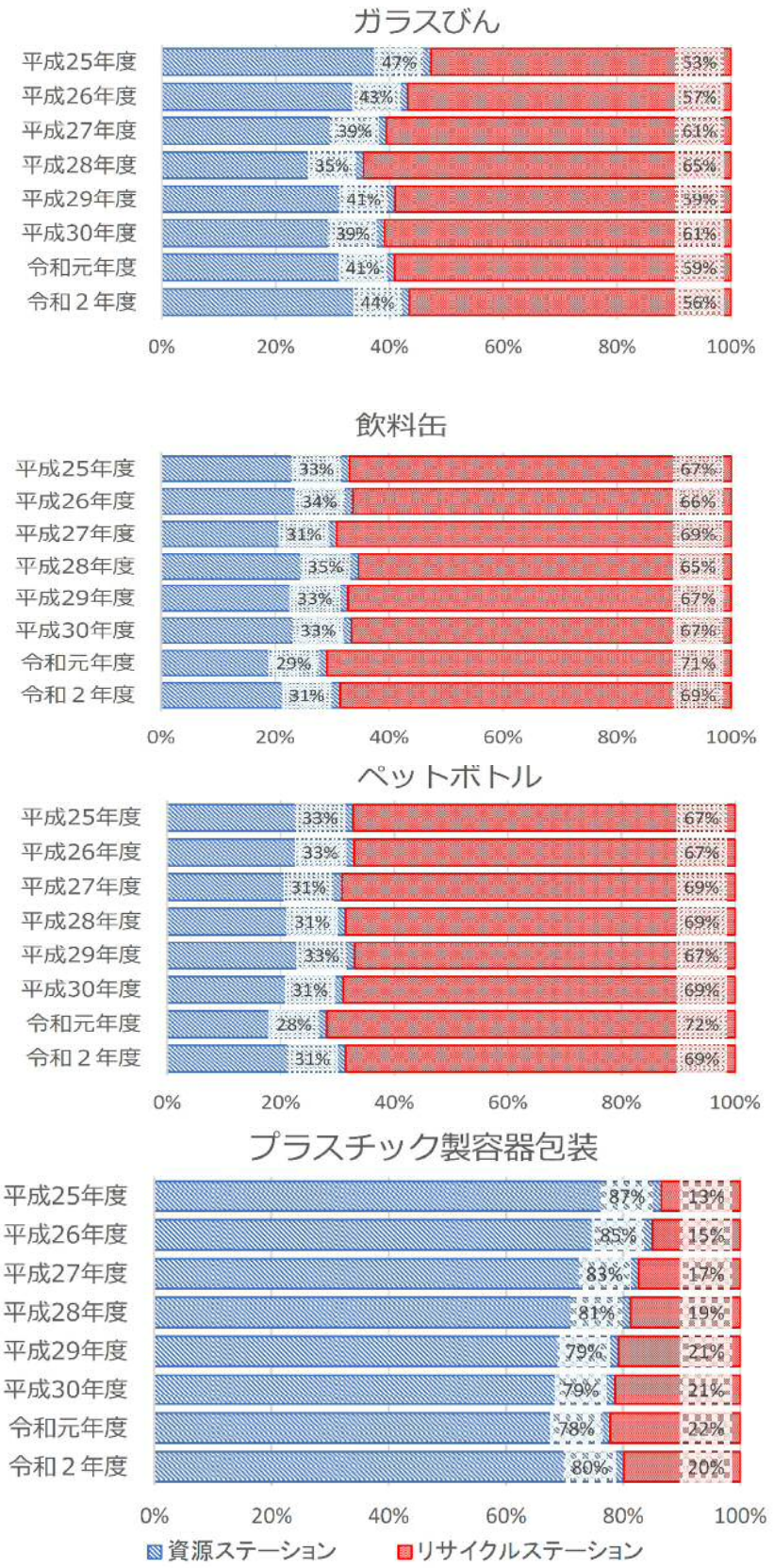

図 3.2-3　資源の品目別収集方法の推移

３．２－２　ごみの組成

本市のごみ組成割合の推移を図 3.2-4～図 3.2-8 に示す。

（１）家庭系燃やすごみ

厨芥類（生ごみ等）の割合が約４割で推移している。資源化可能な紙類が約２割、プラスチック製容器包装が約１割含まれている。

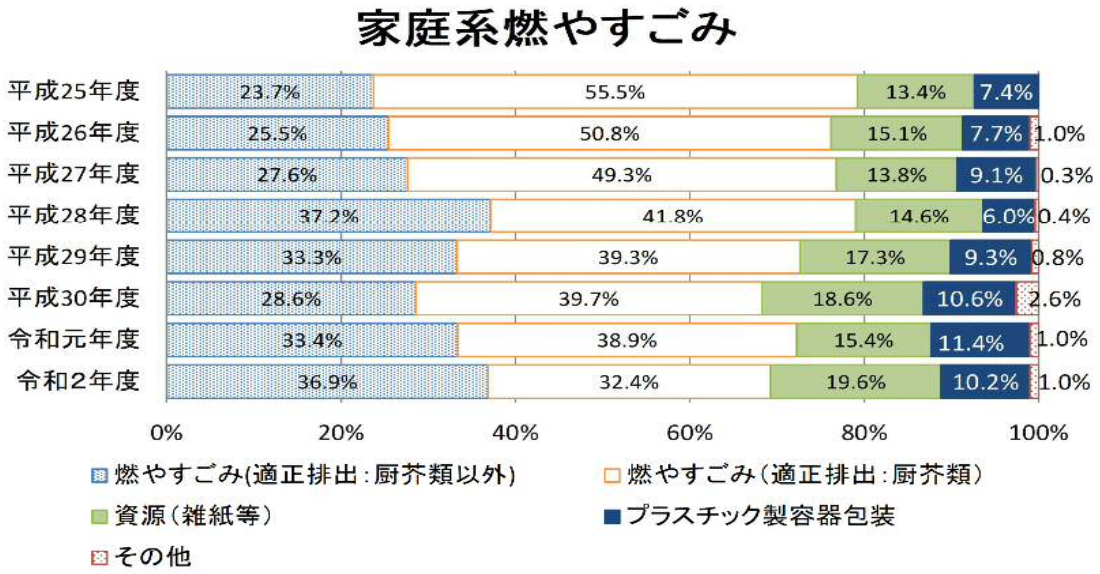

図 3.2-4　家庭系燃やすごみの組成割合の推移

（２）プラスチック製容器包装

約９割が適正排出となっているが、燃やすごみ（プラスチック製品や汚れたプラスチック製容器包装）も一定量含まれている。

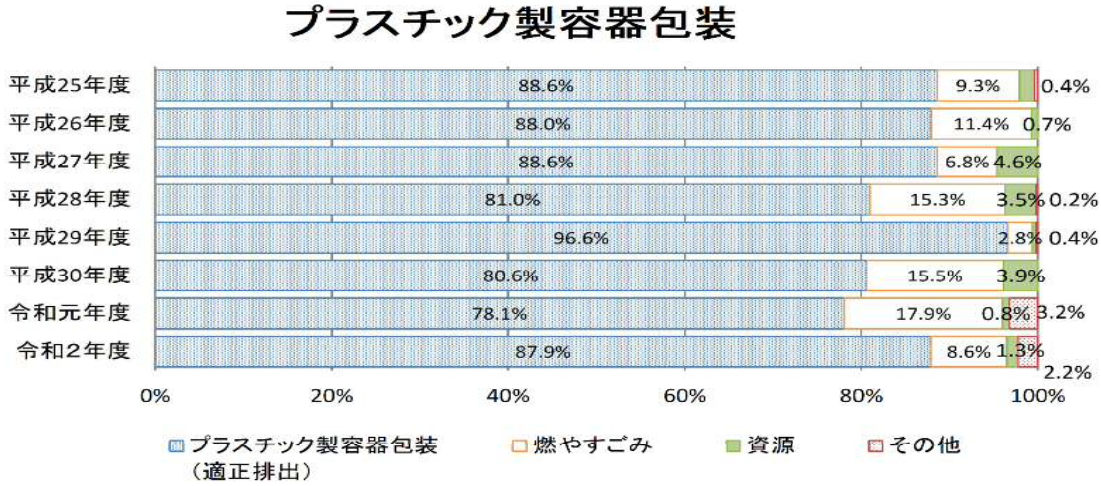

図 3.2-5　プラスチック製容器包装の組成割合の推移

（３）家庭系埋めるごみ

約８割の適正排出となっている。約１割の資源（ガラスびん等）が含まれている。

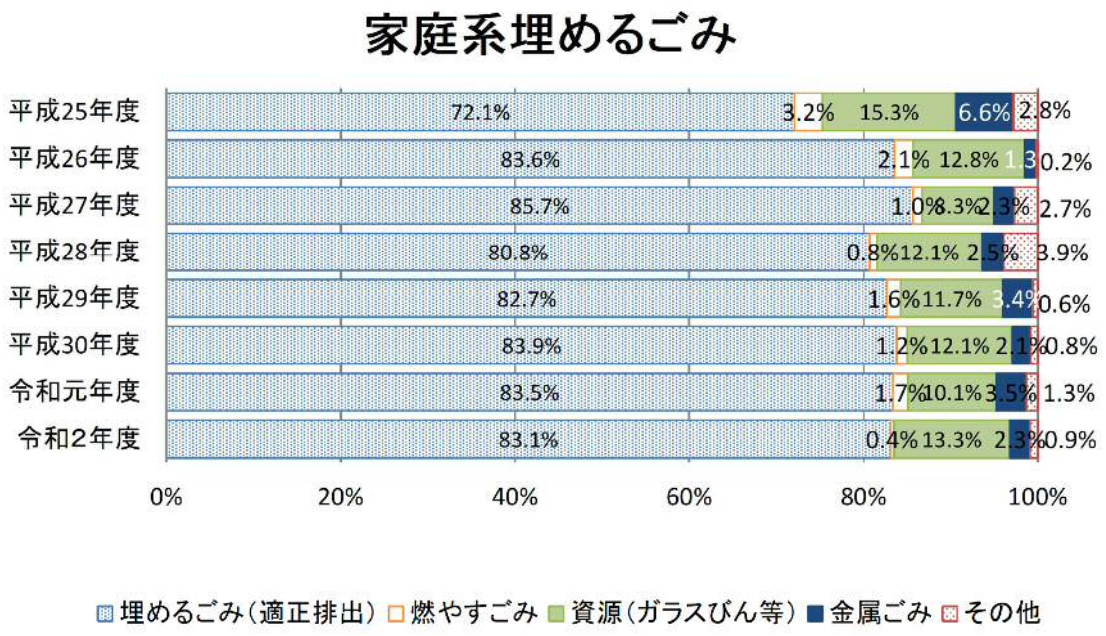

図 3.2-6　家庭系埋めるごみの組成割合の推移

（４）金属ごみ

約９割の適正排出となっている。資源（飲料缶等）や危険ごみが一定量含まれている。

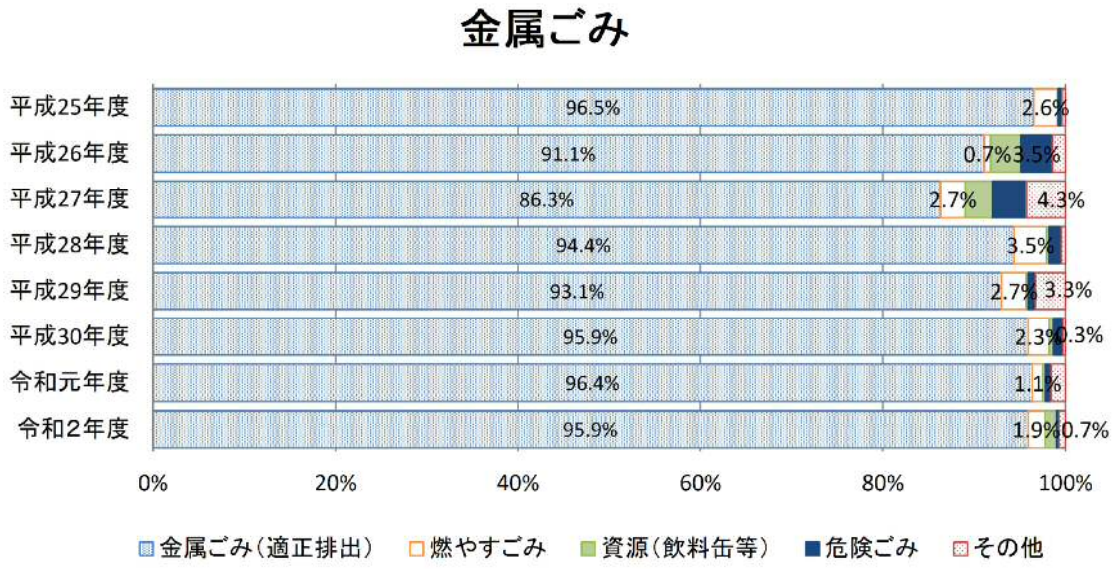

図 3.2-7　金属ごみの組成割合の推移

（５）事業系一般廃棄物

紙類（資源化できないものも含む。）の割合が減少し、厨芥類以外の割合が増加傾向にある。資源化できる紙類は減少傾向であるが、約１割含まれている。

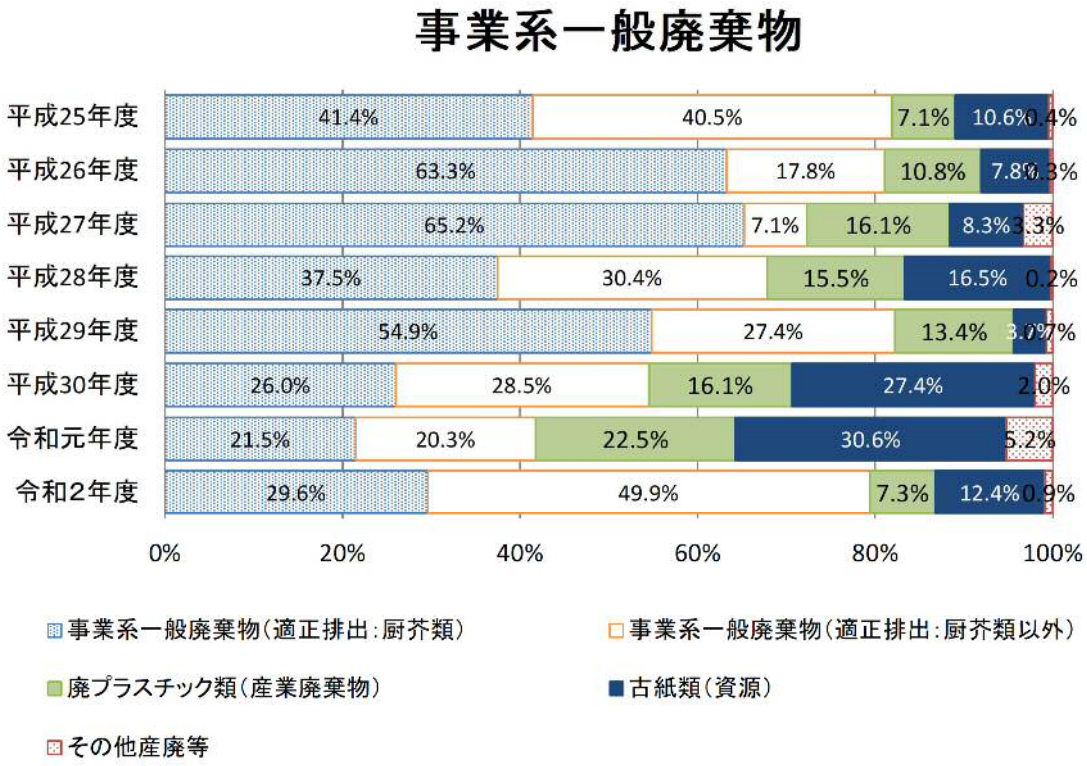

図 3.2-8　事業系一般廃棄物の組成割合の推移

３．２－３　一般廃棄物処理経費

（１）決算

図 3.2-9 に一般廃棄物処理に関わる本市の決算額の経年変化を示す。主な変動は清掃工場費によるものであり、平成 17 年度は渡刈クリーンセンター及びグリーン・クリーンふじの丘の建設費が影響している。また、平成 27 年度及び 28 年度は藤岡プラントの大規模修繕が影響している。

大きな施設整備がないときは約 60 億円の費用で一般廃棄物の処理を行っている。

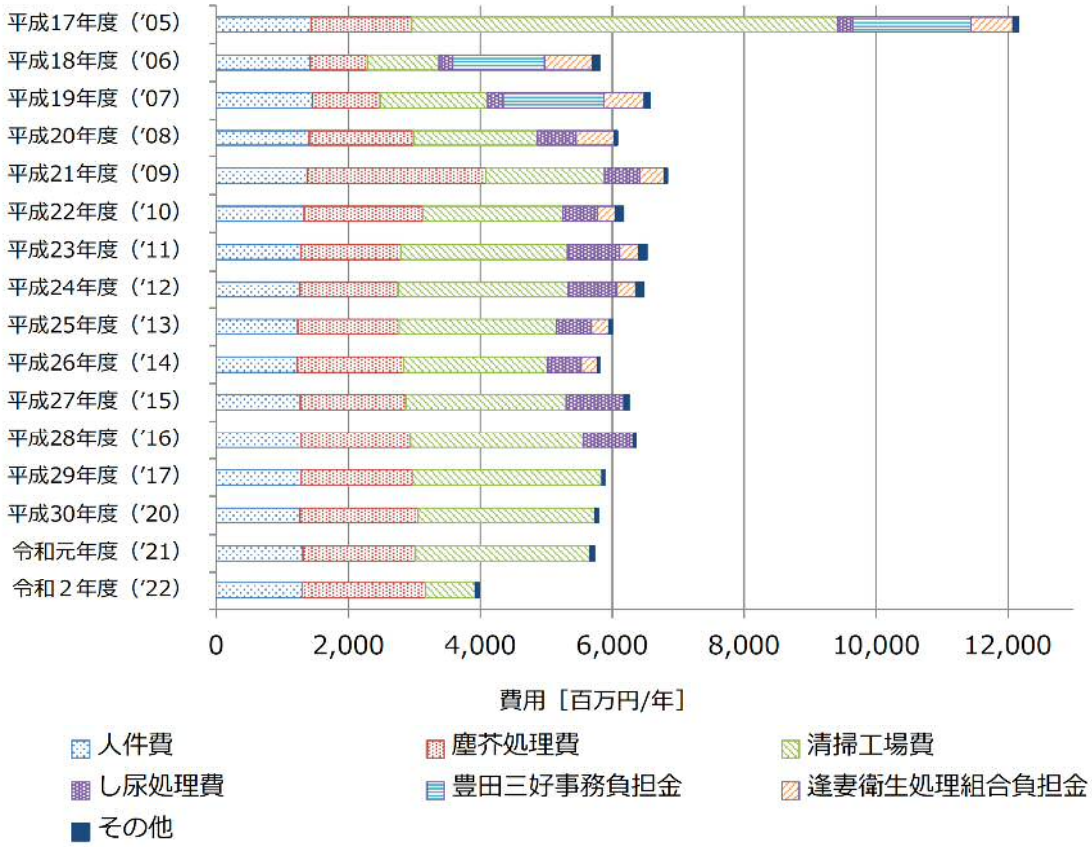

図 3.2-9 ごみ処理に関わる決算額の経年変化

（２）一般廃棄物会計基準（ごみ処理）

一般廃棄物会計基準では、表 3.2-4 のとおり部門を設定している。

平成 25 年度から平成 27 年度までのごみ処理費用を表 3.2-5 に示す。

表 3.2-4　一般廃棄物会計基準設定部門

項目		施設名
作業部門	収集運搬部門	清掃事務所（車両基地）、グリーン・クリーンふじの丘（中継基地）、藤岡・下山清掃詰所（現在廃止）
	中間処理部門	渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、委託処理施設
	最終処分部門	グリーン・クリーンふじの丘、委託処理施設
	資源化部門	プラスチック製容器包装資源化施設、清掃事業所選別圧縮施設、緑のリサイクルセンター、グリーン・クリーンふじの丘（資源化施設）、リユース工房、委託処理施設
管理部門		清掃事務所（管理事務所）、リサイクルステーション

表 3.2-5　ごみ処理費用経年変化

	2013	2014	2015
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集運搬部門原価（円/kg-収集運搬量）	19.62	20.40	19.63
中間処理部門原価（円/kg-中間処理投入量）	25.20	23.02	24.76
最終処分部門原価（円/kg-最終処分投入量）	36.85	41.83	43.33
資源化部門原価（円/kg-資源化投入量）	41.81	38.15	38.32

＜参考＞

発生量当たりの総原価（円/kg-収集運搬量＋直接搬入量）	42.99	41.58	42.31
収集運搬した廃棄物の総原価（円/kg-収集運搬量）	49.08	48.42	48.80
直接搬入した廃棄物の総原価（円/kg-直接搬入量）	29.46	27.60	29.17
住民１人当たりの廃棄物処理費用（円/人）	13,778	13,477	13,934
１世帯当たりの廃棄物処理費用（円/世帯）	34,466	33,446	34,199

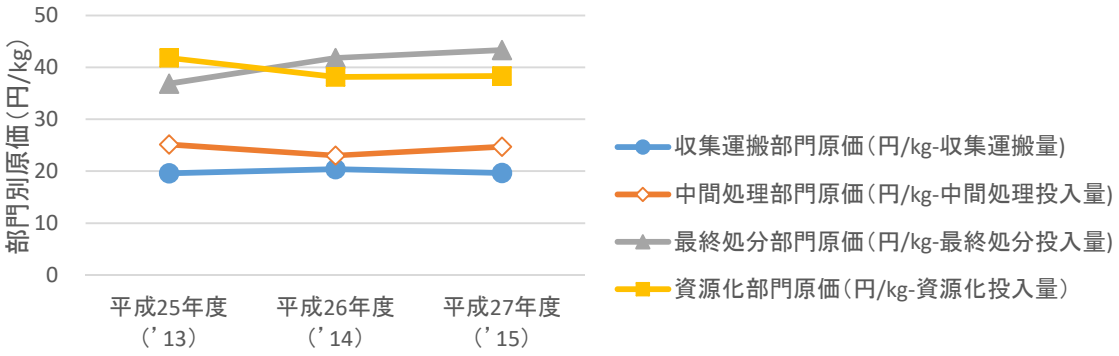

図 3.2-10　部門別原価経年変化

３．２－４　一般廃棄物処理に関わる温室効果ガスの排出量

一般廃棄物処理に関わる温室効果ガス排出量の推移を表3.2-６及び図3.2-11に示す。一般廃棄物処理に関わる温室効果ガスの排出量のうち、焼却に伴うCO_2排出量が全体の８割以上となっている。

表 3.2-６　一般廃棄物処理に関わる温室効果ガス排出量

ガス種類	工程	単位	2012 平成24年	2013 平成25年	2014 平成26年	2015 平成27年	2016 平成28年	2017 平成29年	2018 平成30年	備考
CO_2	一般廃棄物の焼却	t-CO_2	44,341	46,401	43,999	39,341	50,007	46,273	45,065	
	収集運搬	t-CO_2	1,282	1,276	1,251	1,269	1,526	1,565	1,606	
CH_4	固形廃棄物の埋立処理	t-CO_2	10	4	4	0	0	0	1	CO_2換算
	一般廃棄物の焼却	t-CO_2	2	3	3	3	3	3	3	CO_2換算
N_2O	一般廃棄物の焼却	t-CO_2	1,861	1,955	1,833	1,904	2,041	2,000	2,110	CO_2換算
合計		t-CO_2	47,496	49,639	47,090	42,517	53,577	49,841	48,785	
市全体排出量に占める割合		%	1.3%	1.4%	1.3%	1.2%	1.6%	1.5%	1.5%	
豊田市全体		t-CO_2	3,753,197	3,654,104	3,587,081	3,438,486	3,400,544	3,338,237	3,205,055	

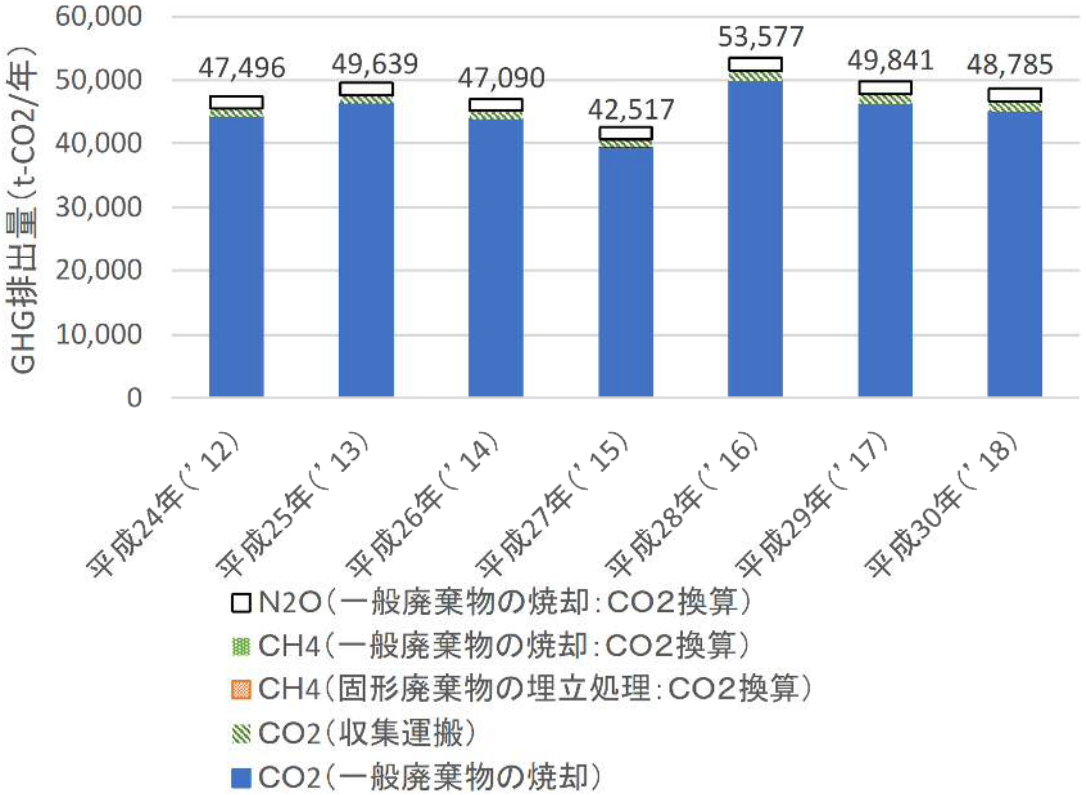

図 3.2-11　一般廃棄物処理に関わる温室効果ガス排出量

３．２－５　これまでの成果（前回計画の実績と評価の概要）

平成 25（2013）年３月に改訂した一般廃棄物処理基本計画（以下「前回計画」という）における指標及び目標値を表 3.2-7 に示す。

表 3.2-7　前回計画の指標及び目標

指標	目標（平成 29（2017）年度）
①ごみ排出量（焼却対象燃やすごみ）の削減目標	生ごみの資源化や事業系古紙資源化誘導による排出抑制により、焼却対象燃やすごみ（古紙、せん定枝等、食品残さの資源抜取り分を除く。）の排出量（処理量）を**平成 17（2005）年度に対して 20%削減する。**
②資源化率の目標	分別収集、集団回収等の資源化事業及び中間処理での資源回収により、**資源化率を 30%とする。**
③最終処分量の削減目標	硬質系プラスチックの焼却処理、焼却残さのリサイクル、及びガラスくず、陶器くず、ブロックくずの資源化により、最終処分量を**平成 17（2005）年度に対して 65%削減する。**
④1 人 1 日当たりのごみの排出量	家庭における燃やすごみ、資源及び埋めるごみの全ての排出量を**平成 23（2011）年度（668g）に対して 38g 削減する。**

前回計画の各指標に対する実績及び目標年度の目標値を表 3.2-8 に示す。また、経年変化を表 3.2-9 に示す。

いずれの目標に対しても、目標年度での達成が困難な状況にあることから、本計画においては、目標の見直しが必要となる。

表 3.2-8　前回計画の目標に対する状況

項目	基準値 （基準年）	最新値 （平成 28 年度）	目標値 （平成 29 年度）
ごみ排出量 （焼却対象燃やすごみ）	114,420 ﾄﾝ （平成 17 年度）	113,950 ﾄﾝ （0.4%削減）	91,500 ﾄﾝ （20%削減）
資源化率	20.1% （平成 17 年度）	20.1% （+0.0 ポイント）	30%
最終処分量	23,636 ﾄﾝ （平成 17 年度）	9,402 ﾄﾝ 60%削減	8,200 ﾄﾝ 65%削減
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	668g （平成 23 年度）	654g （14g 削減）	630g （38g 削減）

表 3.2-9　前回計画目標の各項目実績及び目標年度の目標値

現行計画目標		2005 平成17年度	2011 平成23年度	2012 平成24年度	2013 平成25年度	2014 平成26年度	2015 平成27年度	2016 平成28年度	2017 平成29年度
ごみ排出量（焼却対象燃やすごみ）		114,420	107,031	108,781	110,166	111,164	113,874	113,950	91,500
(t/年)	削減率(%)	－	6.5	4.9	3.7	2.8	0.5	0.4	20
	家庭系	77,137	75,296	76,579	77,148	76,642	78,163	77,094	－
	削減率(%)	－	2.4	0.7	▲ 0.0	0.6	▲ 1.3	0.1	－
	事業系	40,601	31,746	32,216	33,033	34,537	35,723	36,867	－
	削減率(%)	－	21.8	20.7	18.6	14.9	12.0	9.2	－
	資源抜取り量	－	11	14	15	15	12	11	－
資源化率	量(t/年)	31,026	32,833	31,984	31,859	31,549	30,643	29,196	－
	資源化率(%)	20.1	23.4	22.8	22.5	22.1	21.2	20.1	30
最終処分量	量(t/年)	23,636	10,480	9,516	9,895	10,563	9,962	9,402	8,200
	削減率(%)	－	56	60	58	55	58	60	65
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)		717.1	667.7	673.2	675.0	668.5	672.0	654.1	630
総排出量	(t/年)	154,693	140,076	140,452	141,759	142,690	144,592	142,796	－
人口	実績	412,207	423,183	423,744	422,679	422,181	422,521	424,716	424,479
(人)	現行計画	412,207	423,183	424,261	425,873	427,485	429,098	429,751	430,404
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日) ＜資源物を除く。＞		560.5	523.4	531.9	536.9	537.1	544.3	532.9	－

①ごみ排出量（焼却対象燃やすごみ）の削減目標

ごみ排出量（焼却対象燃やすごみ）は、基準年に対して、平成 23（2011）年度までは減少傾向にあったが、その後、排出量が増え、削減率は 0.4%となっている。基準年において対象の 6 割以上を占める家庭系可燃ごみが近年増加傾向にあることが、目標達成の制限になっていると考えられる。

主な要因として、家庭系の排出量については、燃やすごみの中に資源が混入していることや生ごみの水分除去等による減量が不十分なことである。また、事業系については、景気回復等の経済状況の好転による排出量の増加や廃プラスチック等の産業廃棄物の混入、許可業者での処理量が減少した分を市で処理していることであると考えられる。

②資源化率の目標

資源化率の目標達成については、資源化量自体が微減傾向にある中で、ごみの総排出量が増加傾向にあるため目標の達成が難しい状況となっている。

資源化量が減少している要因としては、新聞発行部数の減少と新聞販売店による古紙回収や小売店舗等による容器包装などの自主回収が行われるなど、民間の回収ルートに回る資源が増えたことが考えられる。また、不用品回収業者に金属くずや小型家電等が回収されている状況にあることも、資源化率が伸びない要因となっている。

③最終処分量の削減目標

最終処分量は、基準年に対して 60%の削減となっており、目標としていた 65%には及ばない状況である。要因としては、ごみ焼却処理量が増加していることが挙げられる。

今後、市民や事業者から排出される燃やすごみを減量していくことにより、最終処分量を更に削減していく必要がある。

④1 人 1 日当たりのごみの排出量

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、基準年の平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までは増加傾向にあり、平成 28（2016）年度に減少しているものの目標達成は困難な状況となっている。

この間、3.2-6（１）に示す発生抑制等の施策に取り組んできたが、十分に市民や事業者に定着させることができなかったため、今後更に周知の徹底を図るとともに、より効果的な施策を展開することが必要と思われる。

３．２－６　施策の取組状況

（１）発生抑制・再使用・資源化

前回計画における発生抑制・再使用・資源化に関する施策を下表に示す。

家庭系ごみについては、環境学習施設等におけるごみの分別や減量のための普及啓発、資源化のための仕組みづくりを実施している。事業系ごみについては、事業所への訪問啓発指導や一般廃棄物収集運搬業者への講習会の開催、古紙・せん定枝・生ごみ等の品目別の資源化を実施している。

施策		事業
家庭系ごみ	環境学習施設を利用した３Ｒの促進	環境学習推進事業
	古紙の資源化の推進	雑紙・雑誌の資源化推進事業
	生ごみの発生抑制及び資源化	水分ひと絞り運動の展開
		生ごみの活用検討事業
	地域特性を踏まえた発生抑制	地域特性を考慮したごみ処理の課題の対応
	ごみ処理の有料化導入検討	ごみ処理有料化検討事業
	ごみ出しマナー向上による分別の徹底	ステーション管理者等への啓発事業
	不用品紹介制度の利用促進	不用品紹介制度事業
	フリーマーケット、リサイクルショップの活用	フリーマーケット等の活用事業
	粗大ごみ等の再利用の促進	リユース工房事業
	集団回収活動の活性化	集団回収補助事業
	「リサイクルの家」の活用	リサイクルの家事業
	「資源の日」分別回収	新たな資源の分別の検討
	リサイクルステーション（拠点回収施設）の利用促進	リサイクルステーション整備事業
	使用済小型家電の再資源化	使用済小型家電の再資源化事業
	不用品回収業者の対策	不用品回収業者の対策
	プラスチック製容器包装の資源化	プラスチック製容器包装の資源化
	バイオマスの活用の検証	バイオマスの活用の検証（ＢＤＦ）
	埋めるごみの資源化	埋めるごみの資源化
	資源化物の利用の拡大	eco グリーンの活用促進事業
事業系ごみ	事業系古紙の資源化の推進	リサイクルステーション整備事業
	刈草・せん定枝の資源化	刈草・せん定枝の資源化
	生ごみの資源化	生ごみの資源化
	市庁舎等における排出抑制	市庁舎等における排出抑制
	許可業者に対する適正処理の推進	作業従業者講習会の開催
	排出事業所の排出抑制・分別排出	廃棄物の適正処理の指導
		廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業
	協定の締結による適正処理	協定の締結による適正処理
	料金体制の見直し	料金体制の見直し事業

（２）収集運搬

前回計画における収集運搬に関する施策を下表に示す。

平成 26（2014）年度からは足助地区、平成 28（2016）年度からは藤岡地区、小原地区、下山地区で資源や燃やすごみ等の全ての収集運搬を委託している。

施策	事業
資源の委託収集の拡大	資源収集の委託化検討事業
収集体制の効率化	収集体制の効率化

（３）中間処理施設の安定的な運転

前回計画における中間処理施設の安定的な運転に関する施策を下表に示す。

藤岡プラントの延命化事業は、平成 27（2015）年度から４か年の計画で実施しており、予定どおりに進んでいる。

なお、バイオマス活用事業について、事業開始当初はごみの安定焼却のため間伐材等を活用していたが、市焼却施設での処理量が増加しており、安定焼却のための必要量を確保できているため、本計画では取り扱わないこととする。

施策	事業
渡刈クリーンセンターの効率的な焼却と発電	渡刈クリーンセンターへのごみの搬入調整事業
	バイオマス活用事業
プラスチック製容器包装資源化施設の効率的な運転	プラスチック製容器包装資源化施設の効率的な運転
スラグの資源化	スラグの資源化事業
焼却灰及び飛灰の資源化	焼却灰及び飛灰の資源化の検討
藤岡プラントの延命化	藤岡プラント延命化事業

（４）整備

前回計画における整備に関する施策を下表に示す。

ごみの減量化や灰の資源化などにより、最終処分量が減少したことで、第１期埋立処分場の延命化が図られているが、次期計画期間中に埋立残余容量が無くなることが予測されるため、本計画の中で第２期埋立処分場の整備を行っていく。

施策	事業
第２期埋立処分場の整備	第２期埋立処分場の計画検討

３．２－７　他の自治体、県の計画との比較評価

（１）類似市町村との比較

本市の、一般廃棄物処理状況を他都市との比較から評価する。評価には「市町村一般廃棄物処理支援システム評価支援ツール（平成 26 年度実態調査結果）」（環境省）を使用した。

本市と都市形態区分、産業構造及び人口規模が類似する自治体として８市あり、本市を含む９市の平均値との比較を行うと、「人口１人１日当たりごみ排出量」は平均を僅かに超えているもののほぼ同等である。一方、「廃棄物のうち最終処分される割合」と「最終処分減量に要する費用」は低く、優れた水準にある。その他の項目については、類似自治体間の平均と同等の水準となっている。

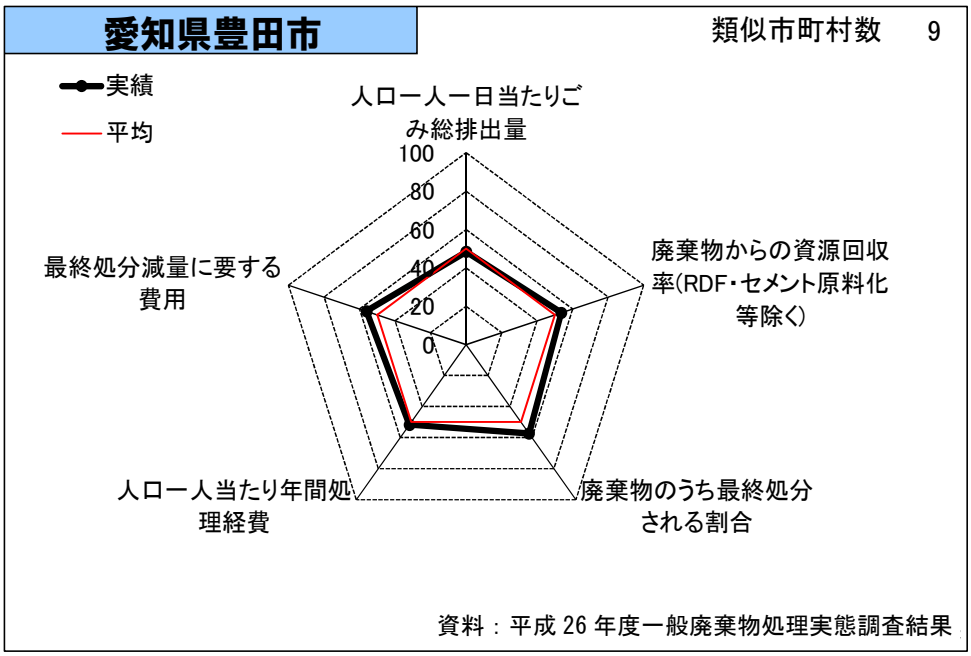

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.954	0.198	0.102	11,367	34,407
最大	1.074	0.335	0.19	14,498	42,283
最小	0.819	0.135	0.039	9,190	22,476
標準偏差	0.069	0.057	0.042	1630	6411
当該市町村実績	0.965	0.218	0.071	11,096	30,505
指数値	98.8	110.2	130.4	102.4	111.3

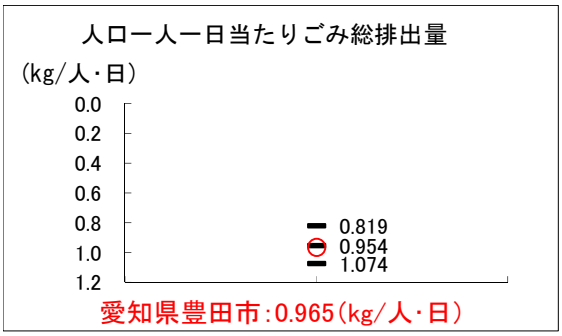

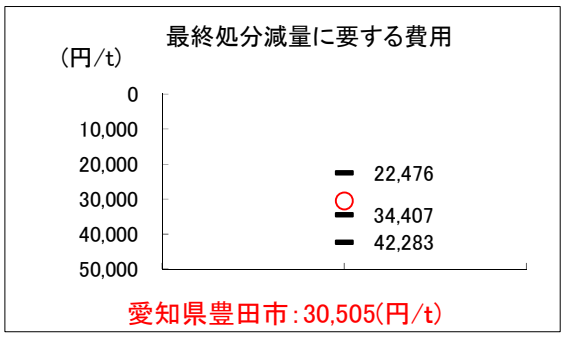

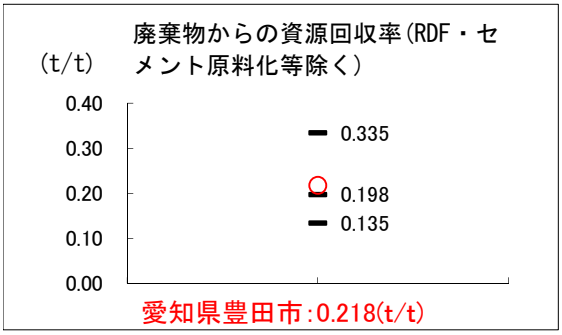

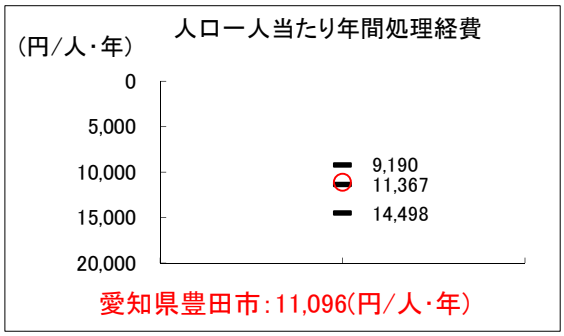

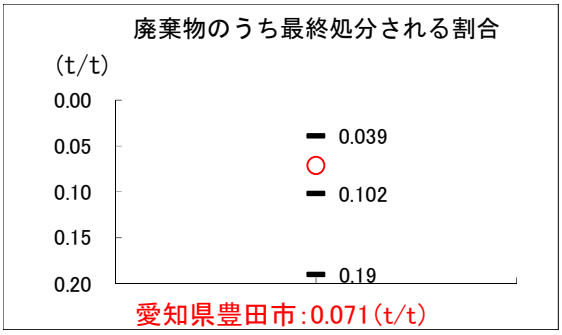

図 3.2-12　類似市町村とのごみ処理指標の比較評価結果（平成２６年度実績）

（２）愛知県廃棄物処理計画の目標値との比較

一般廃棄物に関する県の各指標及び目標値に対して、本市の達成状況を比較した結果を表 3.2-10 に示す。

表に示すとおり、愛知県の目標値には達成していない項目が多い状況である。

表 3.2-10　愛知県の目標値に対する豊田市の進捗状況

項目	計画等	基準年度	目標年度	指標	目標	豊田市の達成状況（平成28（2016）年度実績）
排出量	愛知県廃棄物処理計画	平成20年度（2008）	平成28年度（2016）	排出量※1	基準年度から9%削減	2.6%削減
				処理しなければならない１人１日当たりの排出量※	基準年度から12%削減し720g	1.4%削減（532.9g）
再生利用				再生利用率	25.9%（3.1ポイント増）	20.1%
最終処分				最終処分量	基準年度から23%減	31%削減

※１　計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量

※２　集団回収量と資源ごみ量を除いた家庭からの１人１日当たりごみ排出量

３．２－８　ごみ処理の課題

（１）発生抑制・分別の徹底

- 人口が減少しているにもかかわらず、家庭系燃やすごみの排出量が増加している。
- ごみの中に資源が一定量含まれており、より一層の分別徹底が必要である。
- 事業系ごみの排出量が経済状況の回復等の影響で増加傾向である。
- 事業系ごみの中に資源（古紙）や不適物（産業廃棄物）が一定量含まれているため、事業者に対して発生抑制や適正処理・分別を促す必要がある。

（２）収集・運搬

- 県内でも最大面積の自治体であり、人口が集中する都市部と分散している農村部という異なる地域特性があり、効率的な収集・運搬を行うことが求められる。
- ごみステーションが遠い世帯もあり、超高齢化等によりごみ出しが不便な世帯は増加することが推測され、対応が必要である。
- 将来的なごみ処理施設の更新時には、清掃施設管理計画を踏まえ、効率的な収集・運搬が可能な体制の検討する必要がある。
- 分別収集・資源化を進めるほど費用が増加する傾向にある。

（３）再生利用

・ 市民や民間事業者の取組を正確に把握することが困難であり、資源化の取組が必ずしも数値として評価できていない。
・ 民間事業者の取組は、取扱品目や取扱量が増加傾向にある。
・ 分別収集・資源化を進めるほど処理費用が増加する傾向にある。

（４）適正処理（災害対応を含む。）

・ 将来的な社会情勢の変化や本市の状況・地域特性に応じた施設配置、収集・運搬、分別区分、処理方式等を検討することで、将来においても安定的なごみ処理システムを構築する必要がある。
・ 大規模災害時に迅速かつ円滑に対応するため、豊田市災害廃棄物処理計画を踏まえた処理体制の確保と確実な実施が必要である。

（５）経済性

・ 将来的な財政負担を考慮し、費用対効果を意識したごみ処理システムを構築することが必要である。
・ 発生抑制を進めることで処理量を削減し、一層の処理コストの削減を図ることが必要である。
・ 費用対効果と地球温暖化対策等を踏まえ、最適な処理形態、リサイクル対象の検討を行うことで、処理・リサイクルコストの削減を図る必要がある。
・ 受益者負担の考えにより、ごみ処理費用の応分の負担を求めるべきである。

（６）地球温暖化対策

・ 従来の安定的なごみ処理や経済性だけではなく、近年、国際的な課題となっている地球温暖化への対応という視点を持つ必要がある。
・ 「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）」及び「豊田市地球温暖化防止行動計画」に基づき、低炭素な一般廃棄物の収集運搬、処理を推進していく必要がある。

３．３　一般廃棄物の将来予測

３．３－１　ごみ量予測

ごみ総排出量の将来予測結果を図 3.3-1 に示す。

現状の施策を継続した場合の統計処理による推計では、ごみの総排出量は更に増加し、計画の目標年度（2025 年度）における総排出量は、現状よりも多くなってしまうことが予測される。さらに、その後も増加傾向を辿り、2025 年度には 2008 年度の水準までごみ量が増加する予測結果となっている。

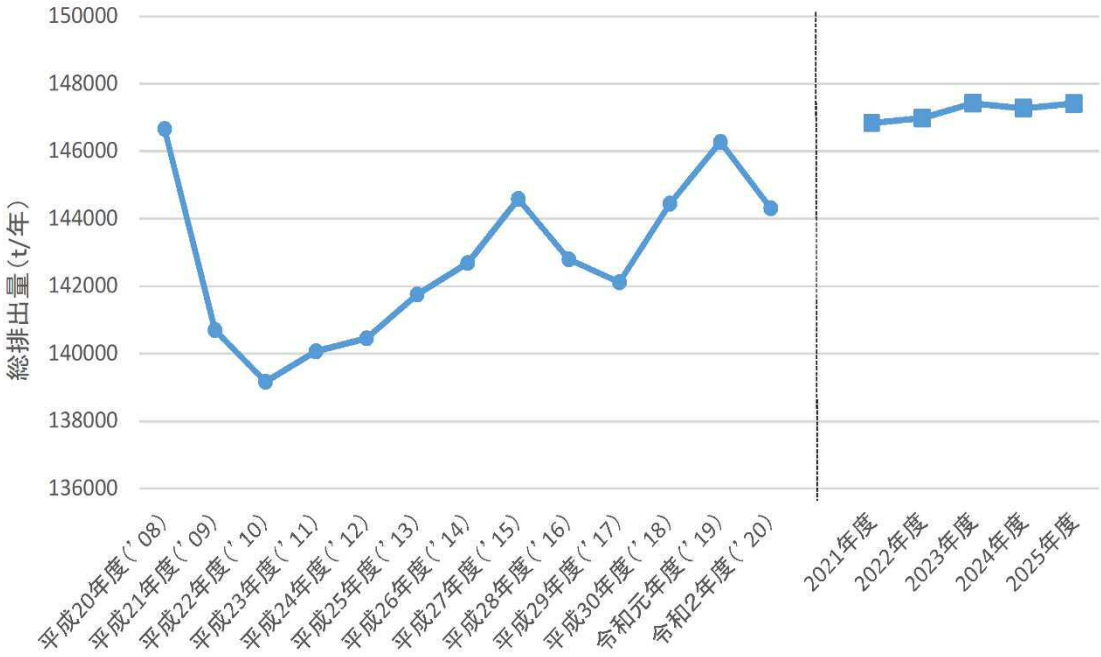

図 3.3-1　ごみ総排出量の将来予測結果

３．４　計画の基本フレーム

３．４－１　基本理念

前計画期間においては、「一人ひとりの行動とみんなの共働により循環型社会をめざします」の基本理念に基づき、廃棄物の発生抑制、循環利用、適正処理を進めてきた結果、一定程度の取組の進展が見られている。

そこで、前回計画からの基本理念を引き継ぎつつ、自主的な行動と将来世代につながる循環型社会の実現を目指し、本計画の基本理念を次のとおり設定する。

基本理念

『自ら気付き、共に行動することで

未来につながる循環型のまちを目指します』

＜自ら気付く＞

循環型社会の推進・定着を図るためには、一人ひとりが自らの意志で資源循環に資する行動を選択していくことが必要である。このため、情報発信や環境教育を積極的に実施し、市民が行動するきっかけを作っていく。

＜共に行動する＞

本市が従前から進めてきた「共働」に基づき、市民と行政が連携・協力して取り組んでいく。

＜未来につながる＞

超高齢化対策、地域エネルギーの確保、財政負担の増加等の諸問題も考慮し、将来に向けて安定したごみ処理を行えるような仕組みづくりを進めていく。

３．４－２　基本方針

上記の基本理念に基づいた取組を確実に進めるため、以下の基本方針を掲げ、循環型のライフスタイルの実現を目指す。

基本方針

① 廃棄物の発生抑制の促進
② 適切な循環利用（再使用・再生利用）の促進
③ 廃棄物エネルギーの活用
④ 廃棄物の適正処理の推進
⑤ 安心できるごみ処理体制の確保

（１）廃棄物の発生抑制の促進

何よりも優先すべき施策として発生抑制（リデュース）を推進する。生産・流通・消費から処理に至る全ての段階で、ごみにしないための取組を進めることが必要であり、不要・過剰なものにはリフューズ（断る）を意識し、ごみになりにくい製品・サービスの提供や利用を選択していくことが重要である。

こうした発生抑制の取組を、市民一人ひとりが主体となって実施していけるように、様々な場面における環境学習機会の創出や、気付きを行動に移すための方法を示していく。

また、市民や事業者にとって最も身近なごみとなり得る「食品」について、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）の排出量を減らす取組を特に強化することで、本市の「燃やすごみの量」を減らしていく。

なお、食品ロスの削減にあたっては、令和元（2019）年 10 月に施行された、食品ロスの削減の推進に関する法律及び令和 2（2020）年 3 月に閣議決定された、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の趣旨に基づき進めていくこととし、本計画を同法第 13 条第 1 項の規定による、市町村が国の基本方針及び愛知県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（市町村食品ロス削減推進計画）」として位置付け、削減に向けた取組を着実なものとしていく。

（参考資料 1）

表 3.4-1　全国の食品ロスの発生状況

	令和元（2019）年度	平成 30（2018）年度	平成 29（2017）年度
食品ロス量（全体）	570 万トン	600 万トン	612 万トン
家庭系食品ロス	261 万トン	276 万トン	284 万トン
事業系食品ロス	309 万トン	324 万トン	328 万トン

	平成 28（2016）年度	平成 27（2015）年度
食品ロス量（全体）	643 万トン	646 万トン
家庭系食品ロス	291 万トン	289 万トン
事業系食品ロス	352 万トン	357 万トン

資料（出典）：農林水産省及び環境省公表資料より抜粋

（参考資料 2）

表 3.4-2　愛知県内各市の家庭系食品ロス量調査結果
（調査した生活系可燃ごみに対する食品ロス等の割合）
（単位：%）

分類項目	春日井	一宮	豊田	半田	岡崎	豊橋	平均
直接廃棄※1	12.1	10.3	10.6	8.7	9.0	8.2	9.8
過剰除去※2	0.8	1.1	1.3	0.9	0.8	0.7	0.9
食べ残し※3	5.9	4.8	5.3	7.0	4.8	5.4	5.5
食品ロス計	18.8	16.2	17.2	16.6	14.6	14.3	16.2
調理くず等	24.0	21.8	20.7	23.4	18.9	21.4	21.7
食品廃棄物計※4	42.8	38.0	37.9	40.0	33.5	35.7	38.0
食品廃棄物以外	57.2	62.0	62.1	60.0	66.5	64.3	62.0

※1 直接廃棄とは、賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※2 過剰除去とは、厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

※3 食べ残しとは、食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの
※4 合計は、四捨五入のため一致していない。

図 3.4-1　家庭から排出された食品ロス（直接廃棄）

＜家庭系食品ロス量調査の概要＞

ア　実施時期：2019 年 8、9 月（夏季）及び 11、12 月（冬季）
イ　調 査 市：豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市及び豊田市
ウ　方　　法：環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」による
エ　主な手順：
・4 つの代表的な地域（新興住宅地、既存市街地、集合住宅地及び農家地区）の家庭から排出される可燃ごみ（生活系可燃ごみ）を採取
・各地域約 100kg のごみ袋を開袋し、食品ロス等を計量

資料（出典）:「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022 年度～2026 年度）」より抜粋

（２）適切な循環利用（再使用・再生利用）の促進

本来、資源として利用可能なものも、一定量がごみとして排出されている現状を踏まえ、発生抑制に続く取組として、資源の循環利用を促進していく。生活や事業活動において、優先的に再使用（リユース）を行うこと、再使用（リユース）できずに廃棄するものについては、その都度適切な分別等を行うことで、再生利用（リサイクル）を促進する。

また、令和 3（2021）年 6 月に成立した「プラスチックに係る資源循環

の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、「プラスチックの資源化」等に対応していく。

なお、資源の循環利用については、行政（市）だけでなく、事業者や民間施設とも連携し、さらなる機運の醸成と効率的な資源化を進める。

（３）廃棄物エネルギーの活用

排出された廃棄物については、素材としての資源化を優先しつつ、経済性や環境負荷との兼ね合いも考慮した上で、エネルギー回収についても検討していく。

特に市では、焼却施設でごみからのエネルギー回収を積極的に進めることで、化石燃料の消費削減も推進していく。

（４）廃棄物の適正処理の推進

環境負荷の低減やコストに配慮し、ルールにのっとった適正な処理を行っていく。

特に、廃棄物の分別と適正処理を推進するため、排出者への啓発・指導を~~実施~~強化するとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者が、廃棄物を焼却施設等へ搬入する際の検査の実施、パトロール等による不法投棄・不適正処理の未然防止に努めていく。

（５）安心できるごみ処理体制の確保

将来的にも安定したごみ処理を行うとともに、超高齢社会への対応や災害対策も含めたごみ処理システムを計画的に整備していく。

また、将来的にも安定したごみ処理を行うため、処理施設の整備・維持管理計画・財政負担の平準化等も意識し、適切なごみ処理システムを検討していく。

３．４－３　市民・事業者・行政の役割

（１）市民の役割

- 一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち、自主的にごみの減量、リサイクルに取り組む。
- 市民団体等を通じた集団回収の促進、自治区によるごみステーションの管理・環境美化・清掃活動への参加等、ごみ処理システムを支える地域コミュニティの維持に努める。

（２）事業者の役割

・ 事業活動に伴うごみの排出抑制に努める。
・ 過剰包装の抑制や適量の飲食提供などを通じて、顧客である市民のごみ減量の取組に協力する。
・ 事業活動を通じて、ごみの減量やリサイクルにつながる取組について、市民に啓発する。

（３）行政（市）の役割

・ 環境教育、ごみ減量・資源循環に関する普及啓発の充実を図る。
・ 一般廃棄物の収集・処理体制を整備する。
・ 資源化の促進のみならず、CO_2 削減も考慮した施設を整備する。
・ 市民や事業者の取組を支援する。

３．５　計画目標

３．５－１　目標値の設定

８年間の計画期間を前期と後期に分け、2021 年度を中間目標年度とし、2025 年度を最終目標年度とする。中間目標年度においては、前期計画期間の状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

第８次総合計画等の上位計画における指標を踏まえた本計画における指標及び目標値を表 3.5-1 に示す。

表 3.5-1　指標及び目標値

指標	状況※	基準年 （2015 年度） （平成 27 年度）	目標 （2025 年度） ※括弧内の数値は 2015 年度比
燃やすごみの量	内容変更	113,874t	－
資源化率	廃止	20.7%	－
①１人１日当たりのごみ排出量 ⅰ）家庭系ごみ＋資源回収量 ⅱ）家庭系ごみ ⅲ）家庭系ごみ（燃やすごみ）	内容変更	 672g 544g 505g	 660g（2%削減） 520g（4%削減） 485g（4%削減）
②事業系可燃ごみ排出量	新設	35,723t/年	35,000t/年 （2%削減）
③最終処分量（直接埋立）	内容変更	1,574t/年	1,527t/年 （3%削減）
④ごみ焼却施設発電量	新規	452kwh/t （2020 年度）	440kwh/t
⑤ごみ焼却施設稼働率	新設	60%以上	60%以上

※状況：前回計画からの指標の変更状況

３．５－２　指標設定の考え方

（１）燃やすごみの量

前回計画では、家庭系ごみと事業系ごみの総量を指標としていたが、事業系ごみは経済状況の影響を受けやすく、事業系ごみ及び家庭系ごみは別々で捉えるべきであるため、本計画では個々の目標として設定する。

（２）資源化率

ごみの総排出量に対する総資源化量の割合である。最近では新聞販売店の自主回収や市民の集団回収でのアルミ缶回収等が行われており、数値としては捉えにくくなっている。また、国の集計方法では、施設の種類によって大きく数値が変わる。

本市では、計画期間で大きな施設整備の予定がないことを考慮し、目標値は持たずに、参考指標として数値を把握する。

（３）１人１日当たりのごみ排出量

「（１）燃やすごみの量」の考え方により、家庭系ごみの指標として設定する。市民のごみ減量の取組等の活動指標としては排出量が最も関係するが、総量で評価すると人口動態の影響を受けるため、１人１日当たりの排出原単位で目標値を設定する。

（４）事業系可燃ごみ排出量

「（１）燃やすごみの量」の考え方により、事業系ごみの指標として設定する。事業系ごみは可燃ごみが大半を占めることから、事業者の取組等を評価するため、事業系可燃ごみの排出量を目標値として設定する。

（５）最終処分量（直接埋立）

陶磁器やガラスくずなどの市民から排出される埋めるごみが直接埋立に当たる。全ての最終処分量のうち約２割が直接埋立量であり、残りの約８割は焼却過程から発生する焼却灰等である。

市民の取組を評価するため、直接埋立量を目標値として設定する。焼却灰等の削減は、燃やすごみの削減やごみの分別の徹底により、効果を把握していく。

なお、最終処分量の総量は国や県の指標でもあり、循環型社会形成の推進に必要な項目であるため、参考指標として数値を把握する。

（６）ごみ焼却施設発電量

２つの焼却施設のうち発電設備を有する渡刈クリーンセンターへの搬入調整等を行い、440kwh/t 以上の発電量を維持することを目標値として設定する。

（７）ごみ焼却施設稼働率

ごみ焼却施設の稼働率を維持し、安定的にごみを処理することで、公衆衛生の確保及びごみ処理経費の低減等を図ることができるため、ごみ焼却施設稼働率を目標値として設定する。

３．５－３　減量目標によるごみ排出量等の見通し

3.5-1 に掲げた目標を達成した場合のごみ排出量及びグリーン・クリーンふじの丘第１期埋立処分場の残余容量の推計結果を、図 3.5-1 及び図 3.5-2 にそれぞれ示す。

ごみの排出量が減ることで、最終処分量も削減され、計画目標年度の 2025 年度には、家庭からの直接埋立処理量は 1,527 t /年となることが推計される。

なお、グリーン・クリーンふじの丘第１期埋立処分場の埋立残余容量が 2028 年度に無くなることが予測されることから、本計画期間中に第２期埋立処分場の供用開始に向けた準備が必要となる。

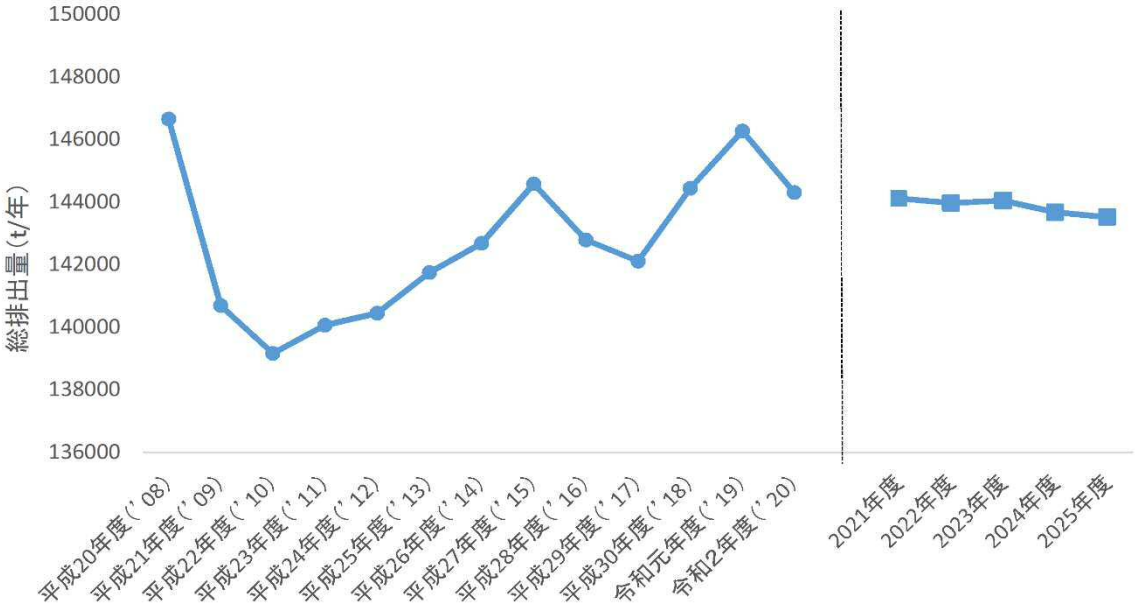

図 3.5-1　ごみ排出量（推計）

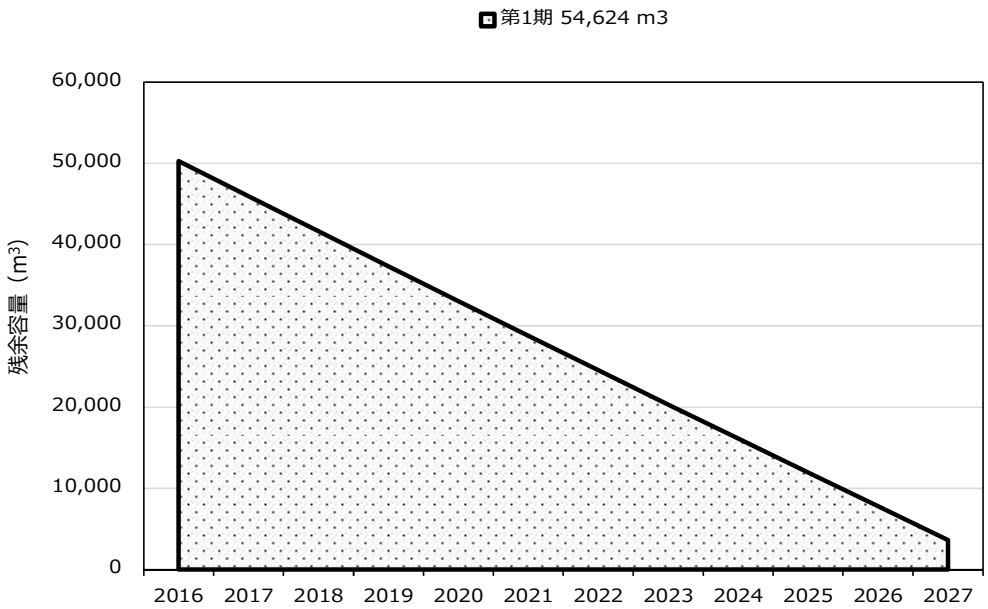

図 3.5-2　グリーン・クリーンふじの丘第１期埋立処分場残余容量の将来予測

３．６　計画の実現に向けた施策

３．６-１廃棄物の発生抑制の促進

施策	事業	取組内容
家庭系廃棄物の減量	新食品ロス削減啓発ポスターの募集と掲示	・子どもたちやその保護者に、食品ロスの課題や食品ロスを減らすために何ができるかを考えてもらうことを目的に、小学生を対象に啓発ポスターを募集し、優秀作品を表彰・掲示することで、教育及び学習の振興、普及啓発等を図る。
	新食品ロス削減「手前どり運動」協力店等の拡充	・食品ロスの削減に向けた取組を共に進める事業者や団体等の拡充を図るとともに、食品関連事業者等の取組に対する支援を行う。
	新表彰制度の活用	・「食品ロス削減推進大賞」等の国の表彰制度を広め、活用していくことで、取組の重要性を発信する。
	新食品ロス量の実態調査等の実施	・市内の家庭系食品ロスの排出実態を把握するための調査等を定期的に実施する。
	新食品ロスの削減に関する情報の収集及び提供	・食品ロスの削減に向けた先進的な取組に関する情報・事例の収集とその発信・提供を実施する。
	新フードドライブの実施	・市民や事業者から余った食材や賞味期限の近い食品を集め、必要としている方へ提供するとともに、未利用食品等を提供するための活動の支援等を行う。
	新ダンボールコンポスト等の活用促進	・食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（堆肥化等）を促進する。
	水分ひとしぼり運動の促進	・ごみの減量と安定的な焼却を目的に、生ごみから水分を取り除くように啓発活動を行う。
	新環境に配慮した食生活の啓発	・市民に対して食材の使い切り、食べ残しの抑制を啓発する。
	新雑紙分別袋の利用促進	・紙資源のリサイクルを推進するため雑紙分別袋の利用促進を啓発する。
	エコットを拠点とした暮らしの環境学習事業	・身近な環境問題や日常生活における環境にやさしい行動について学ぶことのできる生活系環境学習の拠点として eco-T を活用する。
	出前講座「資源・ごみの分別とダイエット作戦」	・各種団体へ講師を派遣し、ごみ減量・リサイクルの意識啓発、資源・ごみの分け方、出し方を案内する。
	環境委員情報交換会の開催	・良好な地域環境保全、地域住民の廃棄物に関する意識の向上及びごみの減量を推進するため、自治区の環境委員を対象に情報交換会を開催する。
	新地域へのごみ減量・分別の啓発強化	・自治区や各種団体等に対してごみの減量や分別を促進するため啓発を強化する。
	新ごみチェックリストの活用	・チェック項目を設定し、チェックリストを活用したごみの減量を促進する。

前期	後期計画期間				市民と進める取組	事業者と進める取組	市が進める取組	関係課
2021	2022	2023	2024	2025				
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
	実　施				○	－	○	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	（保）総務課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	環境政策課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	○	ごみ減量推進課
	実　施				○	－	－	ごみ減量推進課

施策	事業	取組内容
事業系一般廃棄物の減量	新食品ロス削減「手前どり運動」の開催	・再掲（１）
	新表彰制度の活用	・再掲（１）
	新食品ロス量の実態調査等の実施	・再掲（１）
	新食品ロスの削減に関する情報の収集及び提供	・再掲（１）
	新フードドライブの実施	・再掲（１）
	新ごみチェックリストの活用	・再掲（１）

前期	後期計画期間				市民と進める取組	事業者と進める取組	市が進める取組	関係課
2021	2022	2023	2024	2025				
実　施					－	○	－	ごみ減量推進課
	実　施				－	○	○	ごみ減量推進課
実　施					－	○	－	ごみ減量推進課
実　施					－	○	－	ごみ減量推進課
実　施					－	○	－	ごみ減量推進課
	実　施				－	○	－	ごみ減量推進課

３．６－２　廃棄物の再使用・再生利用の促進

施策	事業	取組内容
家庭系廃棄物の再使用・再生利用	飲食用ガラスびん等の資源化推進事業	・埋めるごみに約１割含まれている飲食用ガラスびん等について、環境委員情報交換会や環境学習、各種イベント時で資源化推進を啓発する。
	雑紙の資源化推進事業	・燃やすごみに約１割含まれている雑紙について、環境委員情報交換会や環境学習、各種イベント時で資源化推進を啓発する。
	生ごみの堆肥化等による地域循環の検討	・市内で発生した生ごみをダンボールコンポスト等で資源化して地域で再利用する。
	新ダンボールコンポスト等の活用促進	・再掲（1）
	粗大ごみの再生施設「リユース工房」事業	・物を大切に長く使う意識啓発やごみ減量や再使用・リサイクルに対する理解を深めるため、家庭から粗大ごみとして排出された家具等を清掃・補修し、リユース家具として展示販売する。
	ごみステーション管理者等への啓発活動の推進	・ごみ出しマナーの悪いごみステーション管理者等に対して個別に啓発する。
	集団回収活動の促進	・リサイクルを積極的に推進している自治区や子ども会等の団体に対して報奨金を交付し、ごみの減量化及び資源化を促進する。
	新プラスチック資源の一括回収の検討・促進	・プラスチック製容器包装にプラスチック製品等を加えた「プラスチック資源」の分別収集を検討・促進する。
	新リサイクルステーションの利用促進	・リサイクルの促進を図るためリサイクルステーションの利用促進を図る。
	新資源の水平リサイクルの推進	・回収したペットボトル等の水平リサイクルの推進
	新雑紙分別袋の利用促進	・再掲（1）
	新地域へのごみ減量・分別の啓発の強化	・再掲（1）
事業系廃棄物の再使用・再生利用	販売店における資源の自主回収の促進	・現在行われている販売店の自主回収に対して、市と事業者の連携により更に資源の回収を促進する。
	事業系生ごみの資源化（優良な民間施設の活用を含む。）	・市内小売店等から発生した事業系生ごみを民間施設等で資源化するため、必要な情報を事業者へ発信する。
	刈草・せん定枝、食品残さの資源化	・家庭や事業所から発生した刈草・せん定枝等を緑のリサイクルセンターで堆肥化して販売し、地域内循環を図る。
分かりやすい情報発信	分かりやすい情報発信と仕掛けづくり	・分別の徹底を図るため、分別方法の検索機能や、資源やごみの収集日を通知する機能付きの分別アプリの普及促進を図る。 ・分別アプリ以外にも、情報技術等を活用し、年代ごとの特性を考慮した分かりやすい情報発信の実用に向けて検討を行う。 ・ごみ問題を楽しく考えてもらうための仕掛けづくりを検討する。
	「資源・ごみの分け方・出し方」ごみカレンダー等を活用した情報発信	・全戸配布するごみカレンダーやごみガイドブックを活用し、ごみの分別等を促進する。
	新多言語によるごみ出しマナーの周知	・居住する外国人に対して、正しいごみ出しルールの周知を図る

前期	後期計画期間				市民と進める取組	事業者と進める取組	市が進める取組	関係課
2021	2022	2023	2024	2025				
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
検　討			実　施		○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	清掃業務課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
検　討			実　施		○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
	実　施				○	○	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	○	ごみ減量推進課
実　施					○	○	－	ごみ減量推進課
実　施					－	－	○	ごみ減量推進課
実　施					○	○	－	清掃施設課
実　施					○	○	－	ごみ減量推進課
実　施					○	○	－	ごみ減量推進課
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課

施策	事業	取組内容
再生利用の促進	小型家電回収事業	・小型家電の資源化を促進するため、家庭から排出された金属ごみの中から、小型家電を取り出し、小型家電に含まれる基板等からレアメタル等を回収する。
	溶融スラグの資源化	・埋立物を減量するため、渡刈クリーンセンターで一般廃棄物を熱分解し、その際に発生した灰分を高温で溶かし、冷却・固化して溶融スラグを生成する。 ・生成した溶融スラグは、路盤材などの建設資材に活用する。
	公共工事等で発生する廃棄物の資源化・再生材の活用	・施設管理で発生する刈草、せん定枝について、緑のリサイクルセンターや民間事業者を活用して資源化を実施する。 ・公共工事において愛知県リサイクル評価制度の再生資材等の活用を促進する。
	リサイクルステーション整備事業	・リサイクルステーションの整備計画に基づき新設、移転、拡充等を行う。

・３．６－３　廃棄物エネルギーの活用

施策	事業	取組内容
廃棄物からのエネルギー回収・活用	新たな廃棄物のエネルギー活用の検討	・新たな廃棄物によるエネルギー活用を検討する。
	地域エネルギー活用モデル構築事業	・焼却施設において回収したエネルギーの活用等、地域特性に応じたエネルギーの需給モデルを検討し、CO2 排出量の削減のために導入すべき再生可能エネルギー等の地域内での利用に関する仕組みづくりを行う。
	植物性廃食用油資源化事業	・回収した廃食用油を精製して、資源として再利用する。
	焼却施設におけるエネルギー回収	・渡刈クリーンセンターで効率的に発電し、エネルギー回収する。

３．６－４　廃棄物の適正処理の推進

施策	事業	取組内容
廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導の推進	廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業	・廃棄物適正処理推進員を設置し、排出事業者へ廃棄物の適正処理と分別を徹底するよう戸別に訪問し、啓発する。
	産業廃棄物処理に関する監視・指導の強化・啓発	・産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理業者への立入り・指導を強化する。排出事業者や処理業者向けの講習会を開催し、法令を遵守した処理を推進する。警察等と合同での運搬車両の路上検査を実施し、産業廃棄物の適正な運搬・処理を指導する。
	新 搬入前検査の実施	・許可業者が搬入する事業系一般廃棄物について検査を実施し、搬入物の適正処理を図る。

前期	後期計画期間				市民と進める取組	事業者と進める取組	市が進める取組	関係課
2021	2022	2023	2024	2025				
実　施					○	－	－	ごみ減量推進課 清掃業務課
実　施					－	○	○	清掃施設課
実　施					－	－	○	施設管理担当課 工事発注担当課
実　施					－	－	○	ごみ減量推進課

前期	後期計画期間				市民と進める取組	事業者と進める取組	市が進める取組	関係課
2021	2022	2023	2024	2025				
検　討					－	－	○	ごみ減量推進課
実　施					－	○	－	未来都市推進課
実　施					－	○	－	ごみ減量推進課
実　施					－	－	○	清掃施設課

前期	後期計画期間				市民と進める取組	事業者と進める取組	市が進める取組	関係課
2021	2022	2023	2024	2025				
実　施					－	○	－	廃棄物対策課 ごみ減量推進課
実　施					－	○	－	廃棄物対策課
実　施					－	○	○	清掃施設課 ごみ減量推進課

施策	事業	取組内容
不法投棄や不適正処理現場の早期対応の推進	不法投棄対策連絡会による不適正処理対策の連携	・不法投棄の防止対策、監視体制、処理体制を充実させるため、行政内部の組織として、警察、国、県と市の関係部署で連絡会を構成し、密接な連携を図る。
	不法投棄パトロール隊との連携	・生活環境の保全や市民一人ひとりによるきれいなまちづくりを推進するため、市民と行政が共働して、不法投棄防止のまち美化活動を行う。
	不法投棄物の回収、処理	・市民や不法投棄対策連絡会からの通報に対し、不法投棄物の回収及び処理を実施する。
	不用品回収業者への監視・指導	・不適正な廃棄物の取扱いを防止するため、不用品回収業者への監視・指導を行う。
	ごみステーションからのごみの持去りの監視・指導	・ごみステーションからのごみの持去り禁止条例に基づいた監視・指導を行い、ごみステーションに排出されたごみの適正処理を図る。
	不法投棄等の早期発見	・航空写真の解析による調査や通報に関する覚書締結団体からの通報により、不法投棄等を早期に発見し、対応する。

前期	後期計画期間				市民と進める取組	事業者と進める取組	市が進める取組	関係課
2021	2022	2023	2024	2025				
実　施					○	－	－	清掃業務課
実　施					○	－	－	清掃業務課
実　施					○	－	－	清掃業務課
実　施					－	－	○	ごみ減量推進課
実　施					－	－	○	ごみ減量推進課
実　施					－	○	○	廃棄物対策課

３．６－５　安心できるごみ処理体制の確保

施策	事業	取組内容
安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	ごみ焼却施設の効率的な運転	・施設整備や搬入予定量を見据え、施設間での搬入調整を行いながら、ごみ焼却施設を効率的に運転する。
	災害廃棄物処理の体制整備	・災害廃棄物処理計画に従って、民間事業者等と連携した災害廃棄物処理体制を構築する。
	効率的な収集運搬体制の整備	・広域な市域を効率よく収集するための収集運搬体制を構築する。
	処理施設の維持管理と計画的整備	・計画的な設備修繕や延命化整備を実施し、ごみ処理施設を安定的に稼働させる。
	ふれあい収集によるごみ出し支援	・超高齢社会の中高齢者や障がい者のごみ出し支援を行うため、要支援又は要介護認定者等を対象とした戸別収集を実施する。
	グリーン・クリーンふじの丘の残余容量の確保	・将来の埋立ごみ量の見込みに対し、外部の最終処分場を活用し、経費の削減と平準化の視点を踏まえ、グリーン・クリーンふじの丘の残余容量を確保する。
	グリーン・クリーンふじの丘第 2 期埋立処分場の整備	・第１期埋立処分場の埋立終了に備え、第２期埋立処分場の開設に向けた整備等を行う。
	渡刈クリーンセンター大規模修繕等による整備	・主要設備の経年劣化が進行していくため、今後も安定稼働を継続する上で大規模修繕等を検討し、適正な時期に必要な整備を行う。
費用負担の在り方の検討	費用負担の在り方の検討	・将来の施設整備に備え、基金等の設置を検討する。 ・市のごみ処理費用に対する理解を促進するため、情報提供を行う。 ・排出者負担の公平性を確保するため、排出量に応じたごみ処理費用負担（有料化等）を検討する。

前期	後期計画期間				市民と進める取組	事業者と進める取組	市が進める取組	関係課
2021	2022	2023	2024	2025				
実　施					－	－	○	清掃施設課
実　施					－	○	－	ごみ減量推進課
実　施					－	－	○	清掃業務課
実　施					－	－	○	清掃施設課
実　施					○	－	○	清掃業務課
実　施					－	－	○	清掃施設課
検　討					－	－	○	ごみ減量推進課 清掃施設課
	実　施				－	－	○	清掃施設課
	検　討				○	○	－	ごみ減量推進課

３．７　計画の推進体制と進行管理

３．７－１　計画の推進体制

計画の適切な進行・管理のためには、行政による計画の評価、改善だけではなく、市民、事業者もそれぞれの役割を認識して計画の推進に協力する必要がある。

本計画を推進する主体を、以下に示す。

（１）市民

主体的・自発的に本計画に示す事業に参画し、事業者や市と共働で取り組む。また、取組の成果や意見・課題等を求めに応じて市へフィードバックし、事業の効率的な推進に協力する。

（２）事業者

主体的・自発的に本計画に示す事業に参画し、市民や市と共働で取り組み、自らの取組を積極的に市民に発信していく。

また、取組の成果や意見・課題等を求めに応じて市へフィードバックし、事業の効率的な推進に協力する。

（３）豊田市

市は、本計画に示す関係課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施していく。

また、各年度に各施策の進捗状況等を把握し、市民・事業者からも意見が出しやすいように、進捗状況等を広く公表する。

３．７－２　計画の進行管理

本計画に掲げる施策・事業を計画的に実効性のあるものとして推進するために、施策・事業の進捗状況を定期的に確認・評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要である。

進行管理の方法は、“ＰＤＣＡサイクル”（Plan・Do・Check・Action）に基づいて進める。“ＰＤＣＡサイクル”は、各年度の「小さいサイクル」と、計画改訂及び中間見直し時の「大きいサイクル」に当てはめる。

なお、本計画に示す基本理念、基本方針に従い、目標の達成を意識して、施策・事業の方向性に沿った進行管理を行う。

○「小さいサイクル」（各年度）

・市民・事業者等が単独又は共働で実施している取組は、適宜モニタリングを行って、取組の成果や意見・課題を把握する。

・市の取組は、本計画の目標達成状況や施策の進捗及び課題を把握する。

○「大きいサイクル」（計画改訂及び中間見直し時）

・市民・事業者等にアンケート、ワークショップ、パブリックコメント等を実施し、状況や意見・課題を把握する。

・「豊田市環境審議会」及び付随する「専門部会」へ諮問し、答申を受け、本計画を改訂又は見直しする。

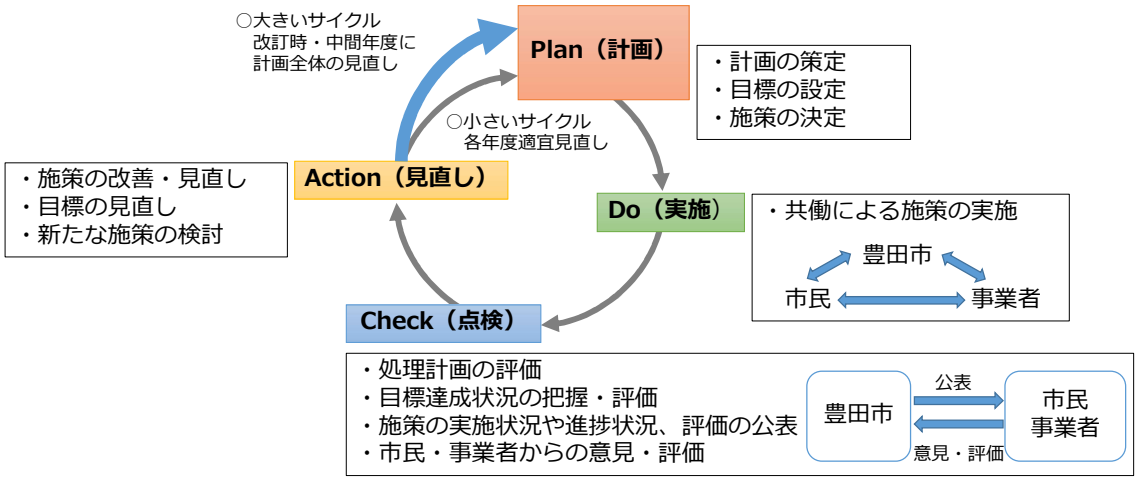

第４章　ごみ処理施設の整備に関する事項

４．１　清掃施設管理計画の概要

４．１－１　計画策定の目的

本市では、3.1-2 ごみ処理施設の概要で示したとおり、ごみ焼却施設２施設、資源化施設４施設（グリーン・クリーンふじの丘の廃棄物再生利用施設含む。）の６つの中間処理施設と、供用中の最終処分場及び埋立てが終了し廃止に向けた管理を行っている最終処分場の２つの最終処分場を合わせて、８つの清掃施設を有している。

そのうち、ごみ焼却施設の藤岡プラントは、稼働後 20 年以上が経過し、今後も処理を継続させることから平成 27（2015）年度から４か年で延命化対策に着手している。

また、緑のリサイクルセンターを除いた中間処理施設は、供用開始から 10 年が経過している状況にあるほか、供用中の最終処分場の残余容量と埋立量の将来予測から埋立完了まで約 10 年未満となっていることから、今後、施設の延命化対策や更新を同時期に実施する可能性がある。

さらに、本市では、砂川衛生プラントと逢妻衛生プラントの２つのし尿処理施設とし尿中継槽を 5 槽有しており、合計で 15 の清掃施設を有している。

し尿処理施設とし尿中継槽は、中間処理施設より供用年数が長く、砂川衛生プラントは既に延命化対策実施済みであるが、逢妻衛生プラントやし尿中継槽は、延命化対策や施設の更新が必要となる可能性がある。

施設の延命化対策や更新には、手続や準備期間を含めて相当な費用が必要となることから費用の低減と平準化が求められる。一方で、本市から発生するごみやし尿等については、適切かつ安定的に処理する必要がある。

これらを踏まえ、本市が所有している清掃施設の状況を把握し、2018 年度から 30 年間における施設の延命化対策や更新の時期とその費用及び維持管理費等を整理し、安定した廃棄物の処理を確保しつつ、費用の低減と平準化を図る目的から清掃施設管理計画を策定した。

清掃施設管理計画の対象施設を表 4.1-1 に示す。

表 4.1-1　対象施設

項目	名称	竣工年月	備考
焼却施設	渡刈クリーンセンター	平成 19 年 3 月	
	藤岡プラント	平成 6 年 10 月	
資源化施設	プラスチック製容器包装資源化施設	平成 19 年 3 月	渡刈クリーンセンター隣接地
	緑のリサイクルセンター	平成 22 年 6 月	堆肥化
最終処分場	グリーン・クリーンふじの丘	平成 18 年 3 月	
	勘八不燃物処分場	昭和 60 年 3 月	埋立終了
し尿処理施設	砂川衛生プラント	平成 7 年 9 月	
	逢妻衛生プラント	昭和 58 年 4 月（浄化槽汚泥） 平成 7 年 2 月（標準脱窒素）	
	し尿中継槽 ・旭、稲武（榊野町） ・足助（東大島町） ・小原（北篠平町） ・下山（大沼町） ・藤岡（西中山町）	昭和 52 年度足助地区のみ 昭和 48 年度（し尿） 昭和 62 年度（浄化槽汚泥）	5 か所

４．１－２　計画の概要

清掃施設管理計画の策定に当たり、既存施設の耐用年数や既に実施又は計画している延命化対策及び長期包括運営委託費等を考慮し、一部の施設を除き既存施設の耐用年数を原則 30 年とし、全ての施設を改修及び更新する計画を基本ベースにして検討を行った。検討ケース（イメージ）を以下に示す。

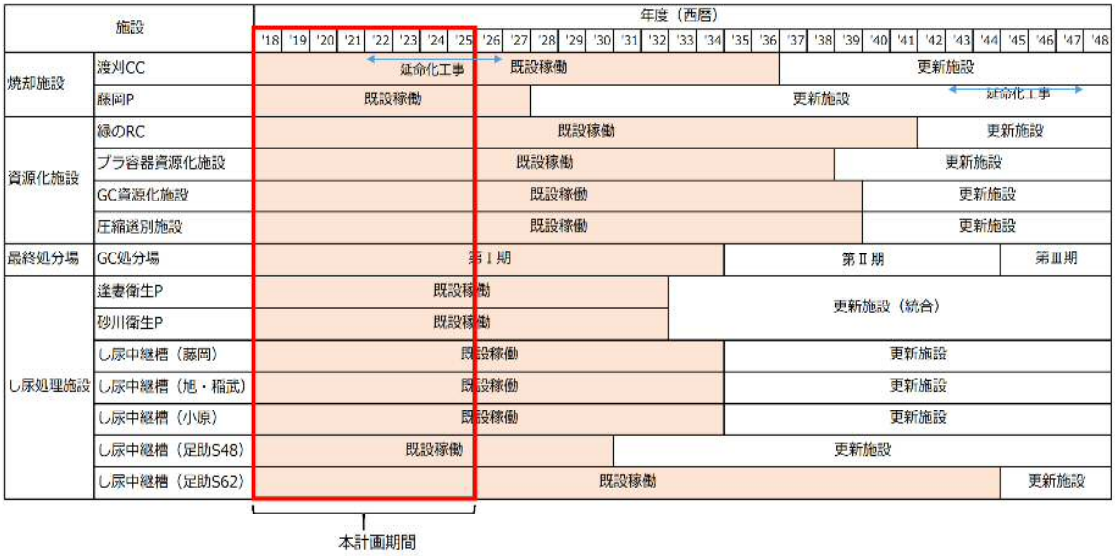

ＣＣ：クリーンセンター　Ｐ：プラント　ＲＣ：リサイクルセンター　ＧＣ：グリーン・クリーンふじの丘

図 4.1-1　検討ケース（イメージ）

なお、本計画期間中においては施設整備を予定していないが、グリーン・クリーンふじの丘については、第２期工事に向けた計画等の準備を進める必要がある。また、渡刈クリーンセンターについては、主要設備の経年劣化が進行していくため、適正な時期に必要な整備を行う。

第５章　生活排水処理基本計画

５．１　生活排水処理の現状と課題

５．１－１　生活排水処理の現状

本市は、令和４（2020）年３月に策定した「豊田市汚水適正処理構想」（以下「処理構想」という。）を始め、水環境の保全のため全市的な下水道整備計画の策定や事業の推進を進め、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進している。

本市の生活排水は、市が管理又は整備の主体となっている下水道施設（共同し尿浄化槽を含む。）として、「流域関連公共下水道」、「特定環境保全公共下水道」、「農業集落排水施設」、「コミュニティ・プラント」及び「市管理共同し尿浄化槽」がある。このほかにも住宅団地に設置されている「民間管理共同し尿浄化槽」、一般住宅、マンション、アパート、社宅、事業所等に個人で設置している「合併処理浄化槽」があるが、こうした施設がない場合は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽又はくみ取り便槽によって処理されている。

本市における生活排水処理体系は図 5.1-1 に示すとおりである。

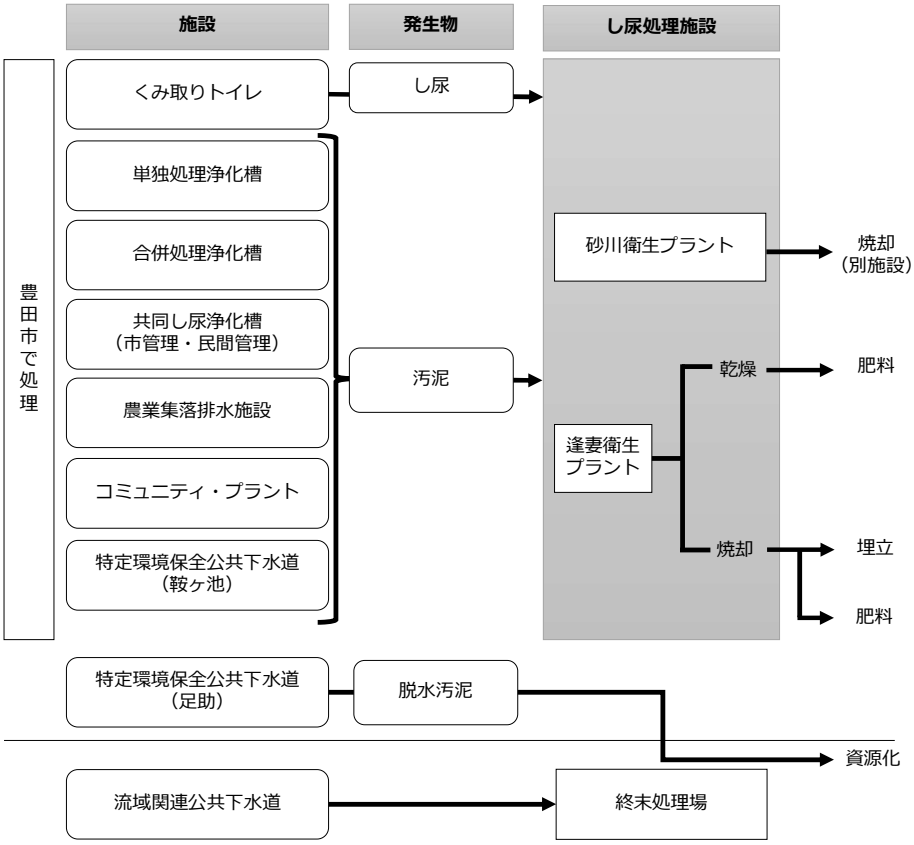

図 5.1-1　豊田市生活排水処理体系

（１）し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

本市で処理を行う、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制を表 5.1-1 に示す。

収集運搬は、地域に応じて、中間処理施設へ直接搬入される場合と、中継施設を利用して搬入する場合がある。

なお、収集運搬区域は、図 5.1-2 に基づいたものとする。

また、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量が減少傾向にあるため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」に基づき、収集運搬業者へ必要な措置を行う。

表 5.1-1　し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制

区分		収集運搬の主体	収集頻度
し尿	家庭系	市（直営、委託業者）	月１回程度
	事業系	許可業者※1	随時
浄化槽汚泥	家庭系	許可業者※1	年１回以上※2
	事業系		

※１　「豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和 60 年規則第 22 条）」第６条の規定に基づく。

※２　全ばっ気式は、おおむね６か月に１回以上

（２）し尿・浄化槽汚泥の中間処理等

現在、し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、「砂川衛生プラント」及び「逢妻衛生プラント」で、し尿・浄化槽汚泥の濃縮、脱水を行っている。その後、更に「逢妻衛生プラント」では乾燥及び焼却を行い、肥料に活用することで最終処分量を減量している。

中間処理施設及び中継施設の位置及び概要を図 5.1-2 及び表 5.1-2 に示す。

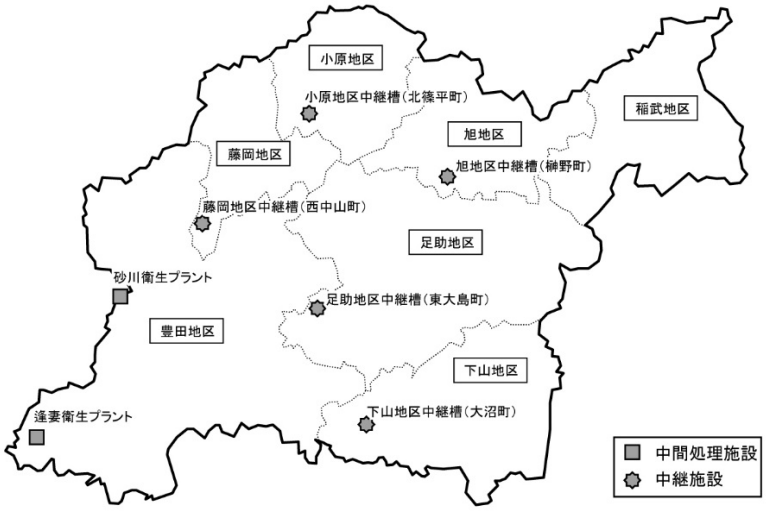

図 5.1-2　収集運搬区域、中間処理施設及び中継施設位置図

表 5.1-2　中間処理施設概要

名称	砂川衛生プラント※1	逢妻衛生プラント※2
所在地	みよし市三好丘旭 4-19-15	豊田市前林町前越 1
敷地面積	67,504 ㎡	62,931 ㎡
処理方法	標準脱窒素処理方式＋高度処理方式（凝集分離設備＋オゾン処理設備＋砂ろ過設備＋活性炭吸着処理設備）	活性汚泥法処理方式・標準脱窒素処理方式＋高度処理方式（加圧浮上設備＋オゾン処理設備＋砂ろ過設備＋活性炭吸着処理設備）
処理能力	200kL／日	350 kL／日
竣工	平成７（1995）年９月	浄化槽汚泥専用処理施設 昭和 58（1983）年３月 標準脱窒素処理施設 平成７（1995）年２月
受入区域	豊田市、みよし市	豊田市、知立市

※１　砂川衛生プラントは豊田加茂広域市町村圏事務処理組合が設置し、豊田市と旧三好町のし尿・浄化槽汚泥を合同処理していたが、平成 20（2008）年３月の解散に伴い、同年４月に豊田市に移管された。

※２　逢妻衛生プラントは逢妻衛生処理組合が設置し、豊田市と知立市のし尿・浄化槽汚泥を合同処理していたが、平成 27（2015）年３月の解散に伴い、同年４月から豊田市に移管された。

表 5.1-3 に処理構想で決定している地元住民の意向を踏まえた集合処理区域の事業種別計画面積を示す。

本市が処理主体となる事業は流関公共以外となる。そのうち、砂川衛生プラント、逢妻衛生プラントでの処理対象となる汚泥の発生施設は農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等となっている。

このほかの地域は、浄化槽設置による個別処理を推進することとなり、これらの浄化槽汚泥も中間処理施設で処理されることとなる。

表 5.1-3　事業種別計画面積（汚水適正処理構想）

事業種別	処理区名	面積（ha）	整備状況
流関公共	矢作川	4,632	未完
	境川	1,904.3	未完
流関特環	境川	141.7	未完
	矢作川	46	未完
単独公共	八草	59.0	未着手
単独特環	足助	95	未完
農業集落排水	稲武中部	136.0	完了
	野入	31.0	完了
その他集合処理	西川団地	2.8	完了
	平畑団地	2.3	完了

（3）最終処分

中間処理後の汚泥は、一部は乾燥又は焼却後に肥料として利用されているが、その他は焼却され汚泥焼却灰として、最終処分場で埋立処分されている。

（4）し尿・浄化槽汚泥量

砂川衛生プラントと逢妻衛生プラントへのし尿・浄化槽汚泥の搬入量を表 5.1-4 に示す。また、参考として、みよし市、知立市からの搬入量も示す。豊田市全体のし尿・浄化槽汚泥プラント搬入量を図 5.1-3 に示す。

表 5.1-4　し尿・浄化槽汚泥搬入量推移※1（単位：ｋＬ/年）

施設	地域	種類/年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
砂川衛生プラント	豊田地区	し尿	5,469	4,330	4,340	3,930	3,827	3,237	3,112
		浄化槽汚泥	24,712	23,213	21,273	24,073	24,542	25,435	26,800
	藤岡地区	し尿	915	847	284	327	340	317	273
		浄化槽汚泥	8,788	9,068	9,423	9,120	9,580	8,816	7,793
	小原地区	し尿	517	342	119	151	170	107	118
		浄化槽汚泥	2,179	2,498	2,490	2,626	2,475	2,614	2,359
	足助地区	し尿	987	832	397	477	548	601	685
		浄化槽汚泥	6,014	5,937	6,206	5,603	5,835	4,849	5,456
	下山地区	し尿	432	286	118	182	201	231	205
		浄化槽汚泥	3,770	3,979	4,090	3,941	4,013	4,094	3,861
	旭地区	し尿	486	330	161	368	306	222	205
		浄化槽汚泥	1,964	2,214	2,301	1,846	2,065	1,952	1,906
	稲武地区	し尿	390	296	268	258	229	240	245
		浄化槽汚泥	1,639	1,755	1,699	1,972	1,773	1,811	1,747
	みよし市	し尿	484	568	588	526	504	463	383
		浄化槽汚泥	4,635	4,165	4,261	4,961	4,620	5,020	4,703
	プラント合計		63,380	60,660	58,019	60,360	61,026	60,010	59,852
逢妻衛生プラント	豊田市	し尿	2,248	2,262	2,205	2,269	1,787	1,771	1,747
		浄化槽汚泥	55,153	55,365	55,698	54,008	53,317	52,781	52,298
		農業集落排水	5,209	6,060	5,263	5,412	5,225	5,663	5,738
	知立市	し尿	1,383	1,302	1,166	1,043	1,005	958	886
		浄化槽汚泥	20,464	19,651	19,774	19,664	19,222	18,489	18,121
	プラント合計		84,457	84,639	84,106	82,396	80,556	79,661	78,790
豊田市（全体※2）		し尿	11,443	9,526	7,892	7,961	7,407	6,727	6,590
		浄化槽汚泥	104,219	104,028	103,181	103,188	103,598	102,351	102,220
		農業集落排水	5,209	6,060	5,263	5,412	5,225	5,663	5,738
		合計	120,872	119,614	116,336	116,562	116,231	114,740	114,548

※１　端数処理により合計が合わない場合がある。

※２　みよし市、知立市は除く。

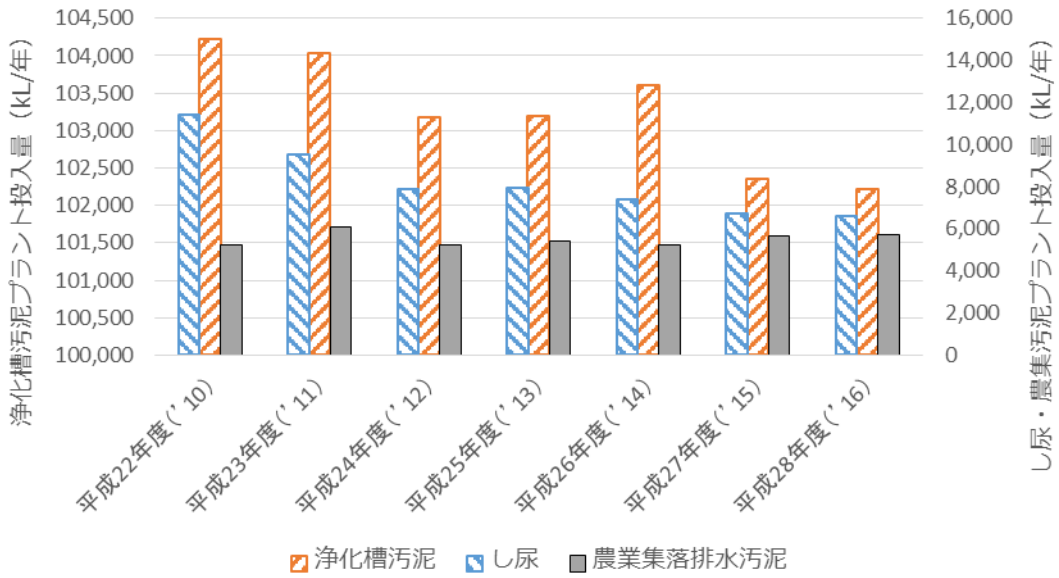

図 5.1-3　豊田市全体のし尿・浄化槽汚泥プラント投入量

５．１－２　生活排水処理の課題

本市の生活排水処理の課題を以下に示す。

【全体】

・　未整備区域が多いこともあり、汚水処理人口普及率が低い。
・　膨大な既設管渠に対する維持管理費及び老朽化対策費の増加を踏まえた下水道事業経営の健全性維持（持続可能な汚水処理）

【浄化槽】

・　令和２（2020）年度末における浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が約 13,600 基、合併処理浄化槽が約 19,100 基となっており、引き続き合併処理浄化槽への転換促進が必要
・　令和２（2020）年度末の浄化槽の維持管理状況は、保守点検が約 60%、清掃が約 90%、法定検査が約 36%であり、特に法定検査は低い状況となっており、浄化槽の適正な維持管理の推進が求められる。

【施設整備】

・　処理施設統廃合の場合は、中継施設の再整備の検討が必要

５．２　基本方針・目標値の設定

５．２－１　基本方針

生活排水対策における基本方針は次のとおりとする。

基本方針

① 水環境保全のための目的意識を市民・事業者・行政で共有
② 生活排水による水環境への負荷低減のための取組の推進
③ し尿・浄化槽汚泥の効率的・安定的な処理体制の維持

５．２－２　目標値の設定

処理構想では、2026 年度を目標年度として「汚水処理人口普及率」95%を目指している。

本計画においても同じ方向性の下、ごみ処理基本計画の目標年度と同じ 2026 年度を目標年度として、汚水処理人口普及率 95%を目標とする。

目標：2026 年度の汚水処理人口普及率 95%

表 5.2-1 にアクションプランの概要を示す。

表 5.2-1　アクションプラン概要

事業種別	処理人口（人）	
	2013 年度（平成 25 年度）	2026 年度
流関公共	278,718	351,572
単独公共	0	0
流関特環	5,162	4,580
単独特環	1,189	3,100
農業集落排水	11,663	6,570
コミプラ	901	880
その他の集合処理	243	210
民間設置の集中浄化槽	0	1,283
浄化槽（個別処理）	54,863	44,471
未整備	68,894	21,895
合計	421,633	434,561
汚水処理人口普及率（%）	83.7	95.0

表 5.2-1 のアクションプランを基に、ごみ処理基本計画で用いた将来人口を用い処理方式別の処理人口を算出した（表 5.2-2）。なお、汚水未処理人口のうち、単独浄化槽処理人口は処理構想のデータを基に推計した。

表 5.2-2　処理人口推計結果（単位：人）

年度		2013年度 平成25年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
行政人口		421,633	422,181	422,521	423,614	424,708	425,802	426,896	427,990	428,440	428,889	429,339	429,789	430,238
汚水処理人口	公共下水道	285,069	290,130	295,041	300,476	305,919	311,368	316,824	322,288	327,265	332,236	337,200	342,156	347,105
	暫定整備浄化槽（市町村設置）	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暫定整備浄化槽（個人設置）	28,353	26,392	24,421	22,495	20,566	18,634	16,699	14,761	12,801	10,843	8,889	6,938	4,990
	農業集落排水施設	11,663	11,262	10,856	10,470	10,084	9,696	9,309	8,920	8,518	8,117	7,717	7,317	6,917
	漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント	901	910	918	927	937	947	957	967	975	983	992	1,000	1,008
	その他の集合処理（公共事業）	243	242	240	240	239	238	237	236	235	233	232	231	230
	民間設置の集中浄化槽	0	134	268	402	537	671	806	941	1,075	1,208	1,341	1,474	1,607
	浄化槽（市町村設置）	–	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽（個人設置）	26,510	28,197	29,869	31,593	33,319	35,048	36,779	38,513	40,189	41,862	43,532	45,201	46,866
	小計	352,739	357,267	361,613	366,603	371,600	376,602	381,610	386,625	391,057	395,483	399,903	404,317	408,724
汚水未処理人口	単独処理浄化槽人口	63,505	59,987	56,288	52,686	49,080	45,468	41,850	38,227	34,547	30,872	27,203	23,540	19,883
	完全未処理人口	5,389	4,927	4,620	4,325	4,029	3,732	3,435	3,138	2,836	2,534	2,233	1,932	1,632
	小計	68,894	64,914	60,908	57,011	53,109	49,200	45,285	41,365	37,382	33,406	29,436	25,472	21,515

５．３　し尿・浄化槽汚泥処理計画

５．３－１　し尿・浄化槽汚泥量の推計

平成２５年度の処理人口と処理量実績（表 5.3-1）から各汚泥の原単位を算出し、表 5.2-2 で示した推計処理人口から汚泥発生量を推計した結果を図 5.3-1 に示す。

公共下水道への接続人口が増加し、市による処理対象となる人口は減少するため、し尿、浄化槽汚泥の総量は、減少すると考えられる。

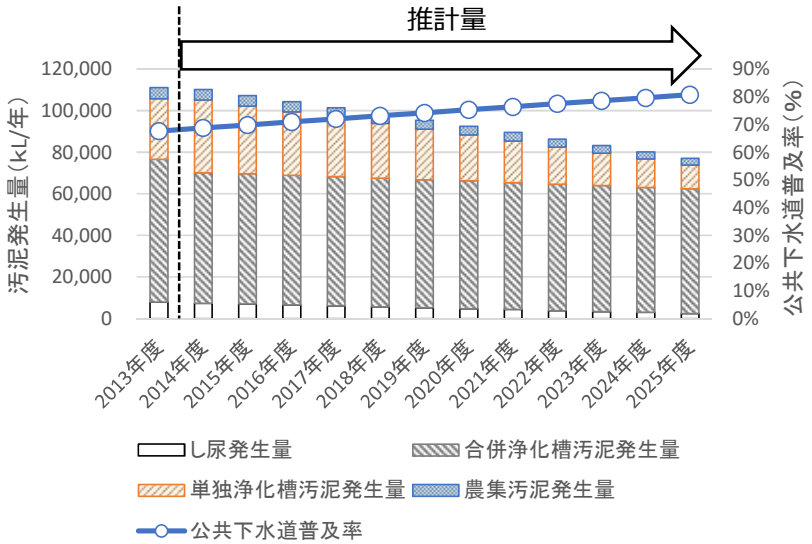

図 5.3-1　し尿・浄化槽汚泥量推計結果

表 5.3-1　し尿・浄化槽汚泥量推計結果（単位：ｋＬ/年）

	豊田市				みよし市	知立市
年度	し尿	合併処理浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥	農業集落排水汚泥	し尿+浄化槽汚泥	し尿+浄化槽汚泥
2013 年度（平成 25 年度）	7,961	68,601	29,175	5,412	5,247	20,707
2014 年度	7,279	62,867	34,814	5,226	5,016	20,227
2015 年度	7,038	62,537	32,583	5,037	4,786	20,078
2016 年度	6,588	62,319	30,498	4,858	4,555	20,596
2017 年度	6,137	62,100	28,411	4,679	4,325	21,012
2018 年度	5,686	61,881	26,320	4,499	4,095	21,327
2019 年度	5,233	61,661	24,226	4,319	3,864	21,539
2020 年度	4,780	61,441	22,128	4,139	3,634	21,650
2021 年度	4,320	61,128	19,998	3,953	3,403	21,660
2022 年度	3,860	60,816	17,871	3,766	3,173	21,567
2023 年度	3,402	60,504	15,747	3,581	2,942	21,373
2024 年度	2,944	60,193	13,626	3,395	2,712	21,078
2025 年度	2,486	59,883	11,509	3,210	2,482	20,680

５．３－２　工程別の計画

【収集運搬】

現在、し尿は市直営及び委託業者で、浄化槽汚泥は許可業者によって収集運搬されている。今後は、公共下水道への接続が進むにつれて、し尿、浄化槽汚泥の発生量は減少することを考慮した収集体制の検討が必要であるが、当面は現状の収集運搬体制を維持していく。

【中間処理】

中間処理は、「砂川衛生プラント」及び「逢妻衛生プラント」にて行われており、引き続き、適正処理を行う。

また、将来的には処理対象となるし尿・浄化槽汚泥量の減少を踏まえ、施設の更新時期等を考慮し、処理施設統廃合の検討を行う。

【最終処分】

処理工程から発生する脱水汚泥等は、減容及び衛生保全の目的から乾燥及び焼却処理する。また、資源化の観点から、肥料として農地還元も行う。焼却灰等の一部、農地還元が困難なものについては、埋立処分するため、汚泥の有効活用を推進することで最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る。

５．４　目標達成及び生活環境対策に向けて

基本方針に沿って、目標達成及び生活環境対策の推進には、市民の理解と協力を得て進められるものであり、各種情報の提供により、市民、事業者の意識啓発を図ることが必要である。以下に市民、事業者、行政が担う役割を示す。

【市民】

- 下水道等の普及に伴い、水洗化を行う。
- 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への切替えと適正管理の徹底
- 処理施設での安定処理のため、し尿及び汚泥等への異物混入を防ぐ。
- 汚泥発生量の抑制のため、節水等の排出抑制を行う。

【事業者】

- 自社処理施設での安定・適正処理の推進
- 節水等による負荷低減

【行政】

- 生活排水対策に関する情報提供及び下水道への接続促進
- 水洗化への普及啓発
- 効率的な収集運搬体制の維持
- し尿・浄化槽汚泥の安定・適正処理の推進
- 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進と適正管理の指導
- 中間処理施設からの汚泥等の資源化の推進により、最終処分量を低減し、最終処分場の延命化を図る。